

平成 29 年 9 月 26 日
文 教 委 員 会 資 料
子 ども 未 来 部 保 育 課

保育園のご案内

保育園のご案内

H29年10月版
(平成30年4月入園のご案内)



保育園等（認可保育園・認定こども園・地域型保育事業）の利用申込みをする場合は、この冊子をよくお読みいただき、内容をご理解のうえお申込みください。

品川区 子ども未来部 保育課 入園相談係

TEL：03-5742-6725(直通) FAX：03-5742-6350
品川区ホームページ <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

目次



はじめて保育園を申込み方へ……………P. 4

- ① 保育園の種類
- ② 認可施設の選考方法
- ③ 認可施設の申込み時期
- ④ 申込みの必要書類・注意点
- ⑤ 認可施設の保育料

保育園のご案内（本編）……………P.10

I 保育園の入園を検討している方へ

- ① 小学校就学前に利用できる主な施設等について……………P.11
- ② 支給認定について……………P.12
 - 施設利用のための認定
 - 保育園等の利用申込みできる方の要件（「保育を必要とする事由」）
 - 保育の必要時間について（「保育の必要量」）
 - 保育期間
 - 認定内容の変更について
 - 短時間認定における保育時間について
- ③ 保育園等の利用申込みについて……………P.15
 - 保育園等の利用の流れ（2号、3号認定）
 - 利用申込みの方法
 - 申込みに必要な書類
 - 申込み時の注意事項
 - お子さんに障害がある、もしくは気になる症状がある場合
 - 申込み後の手続き等
 - ホームページからダウンロードできる必要書類（品川区所定様式）
 - 育児短時間勤務等を利用している方（取得予定の方）への注意事項
- ④ 区外の保育園の申込みや区外からの申込みについて……………P.20
 - 品川区外の保育園等に申込みをする方への注意事項
 - 品川区外から品川区の保育園等を申込み方への注意事項
- ⑤ 延長夜間保育について……………P.21
- ⑥ 区立保育園の大規模改修等と民営化（運營業務委託）について……………P.22
- ⑦ 多様な保育サービス……………P.23
 - 幼保一体施設
 - 幼保一体施設の保育園を希望する方へ
 - 区立認定こども園（幼児教育部門）
 - 短時間就労対応型保育（短時間保育室）
- ⑧ 育児休業明け入園予約制度……………P.25

Ⅱ 地域型保育事業

- ① 地域型保育事業の種類 P.27
- ② 家庭的保育事業、小規模保育事業 P.27
 - 申込みから利用開始まで
 - 持ち物
 - 基本開所時間
 - 保育料
 - 家庭的保育事業 一覧
 - 家庭的保育事業を利用する際の注意事項
 - 小規模保育事業 一覧
- ③ 連携施設について P.30
- ④ 居宅訪問型保育事業 P.31
 - 申込み要件（資格）
 - 対象児童
 - 利用可能日・時間
 - 保育料
 - 居宅訪問型保育事業 事業者

Ⅲ 保育園に在園されている方へ

- ① 保育園の預かり時間について P.32
 - 開所時間と保育時間（お子さんをお預かりする時間）
 - 入園当初のお預かりについて
- ② 在園資格について P.32
 - 入園後の家庭状況等の変動について
 - 在園資格の注意点
 - 産休・育休中の在園資格について
 - 退園する場合の手続き方法
 - 区外転出後も通園を希望する場合
- ③ 保育園での持ち物や食事等について P.34
 - 区立保育園での持ち物や食事等について

Ⅳ 保育料について P.35

- 保育料の算定方法
- 保育料の納め方
- 兄弟姉妹で保育園に入園する場合の保育料について（多子軽減適用）
- 年収約 360 万円未満相当世帯の多子軽減拡大について
- 保育料の減額
- 保育料の免除

V 子育て支援事業 P.38

- 病児保育
- 病後児保育
- 休日保育
- 年末保育
- 一時保育
- 緊急一時保育奉仕員制度
- 生活支援型一時保育
- 子育て交流ルーム
- 子育て体験
- 栄養相談
- しながわっこ 子育てかんがるープラン

VI 認可外保育施設

- ① 認証保育所についてP.44
 - 保育料の助成金について
- ② その他の認可外保育施設についてP.44
 - 保育料の助成金について
- ③ 品川区内認証保育所一覧P.45

VII よくあるご質問 P.46

- 保育園について
- 認可施設の申込みについて
- 認可施設の利用調整（入園選考）について
- 入園内定後について

参考資料.....P.52

- 別表1 保育所等利用調整基準（選考基準）
- 別表2 保育園入園申込みスケジュール
- 別表3 保育園等保育料一覧
- 別表4 保育園の所在地
- 別表5 認可保育園一覧
- 別表6 提出書類確認フローチャート



❀ はじめて保育園を申込み方へ ❀

(詳細は「保育園のご案内(本編)」をご確認ください)



保育園のご案内をご覧いただき、ありがとうございます。
このご案内では、品川区の保育園制度について説明しております。



① 保育園の種類

保育園ってどんな施設なの？

(⇒ P.11)

皆さんが何気なく使っている「保育園」という言葉。
実は保育園といっても、
「認可施設」とそれ以外の「認可外の施設」の大きく二つに分かれます。
職員数や施設の広さなどの国の基準を満たした施設が、「認可施設」とよばれます。



認可施設ってどんな種類があるの？

(⇒ P.11)

認可施設には、主に「認可保育園」と「小規模・家庭的保育事業」などがあります。
「保育園」と聞いて一般的にイメージされるのは、おそらく「認可保育園」です。
認可保育園の多くは、0歳から小学校に就学する前までのお子さんを預かっています。
「認可保育園＝区立」と誤解されがちですが、
実は「私立」の認可保育園もたくさんあります。
「小規模・家庭的保育事業」は、0歳から2歳児クラスまでのお子さんを預かっています。

認可外の施設ってどんな種類があるの？どうやって申込みするのかな？

(⇒ P.11・44・45)

認可外の施設の中にも、東京都独自の基準を満たした「認証保育所」と、
その他の「認可外保育施設」があります。
どちらの施設も、それぞれ直接施設に申込みが必要となります。
締切日や必要書類などは、施設によって異なります。
また、保育料も施設によって異なります。

② 認可施設の選考方法

申込みすれば必ず入れるのかな？

(⇒ P.53 ~ 55)

定員を上回る申込みがある場合は、
申込みをしても必ずしも入れるとは限りません。

保護者や世帯の状況をもとに優先順位をつけて、入園者を決めています。
詳しい選考基準は「別表1 保育所等利用調整基準 (P.53)」をご覧ください。



基本指数と調整指数の二つが書いてあるけど、どういう意味？

まず【基本指数】を、父母それぞれの状況にあてはまるものを一つずつつけます。

続いて、【調整指数】であてはまるものがあれば加点や減点を行います。

調整指数は、一つもあてはまらない場合も、複数あてはまる場合もあります。

《例》

【基本指数】

父：月 20 日勤務／一日 8 時間就労 ⇒ 「20」

母：月 20 日勤務／一日 6 時間就労 ⇒ 「18」

基本指数：「20」 + 「18」 ⇒ 「38」

【調整指数】

認証保育所にお子さんを預けながら就労している場合 ⇒ 「2」

単身赴任をしている場合 ⇒ 「1」

調整指数：「2」 + 「1」 ⇒ 「3」

【合計指数】

基本指数「38」 + 調整指数「3」 ⇒ 「41」



なるほど！でも、たくさんの人が申込みなら、41点の人もいっぱいいるんじゃないかな？ そうなったらどうやって優先順位をつけるの？

その場合は、まずは基本指数が高い人を優先しています。

同じ 41 点でも、基本指数が 40 点で調整指数が 1 点の場合は、

基本指数が 38 点で調整指数が 3 点の場合より、優先順位が高くなります。

基本指数が同一の場合は、父母の住民税額の合計額が低い人を優先しています。

住民税額は 100 円単位までみています。

③ 認可施設の申込み時期



そもそも保育園っていつでも入れるの？

(⇒ P.56)

3月入園以外は毎月申込みを受け付けています。
ただし、年度途中は空きが少ないため、入園者が多いのは「4月」となります。
詳しい締切日や発表日は、
「別表2 保育園入園申込みスケジュール (P.56)」をご覧ください。

1歳になるまで育児休業が取得できるけど、4月じゃないと入園が難しいなら、 育児休業を切上げないと入園できないのかな？

4月に育休を切上げて入園する方も多くいます。
ただし、育休を1歳になるまで取得して入園したい方のために、
品川区独自制度として、育児休業明けに入園できるかどうか早い段階でわかる
「入園予約制度」を一部の保育園で実施しています。



入園予約制度！？申込みはいつごろ行うの？

(⇒ P.25・26)

申込みの締切りは生まれた月の翌月末日です。
結果発表日は入園希望月のおおむね6～10か月前です。
最短でもお子さまが一歳になるまで育児休業を取得する方が対象となりますので、
「早く復職したい」「育児休業制度がない」といった方は申込みができません。
それぞれの入園希望月の枠に各園1名のみ入園可能なので、
申込者が多い場合は、一般の申込みと同様に選考を行います。
申込みをすれば必ず入れるというわけではありません。

ここでも選考が行われるんだね。 入園予約制度で入れなければ、一般の申込みはできるの？

入園予約制度で入れなかった場合でも、一般の入園申込みをすることができます。
入園予約の申込み後、結果発表を待たずに一般の申込みをすることも可能です。
ただし、先に発表される申込みで内定が出た場合は、
自動的にもう一方の申込みは取消しとなります。

④ 申込みの必要書類・注意点

保育園の一般申込みの必要書類は？

(⇒ P.16・17・65)

必要書類は世帯によって異なります。「別表6 提出書類確認フローチャート (P.65)」もご覧ください。

- 保育支給認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書 (必須)
- 入転園確認表 (必須)
- 勤務 (内定) 証明書 (雇用されている・内定が出ている場合)
- 就労状況申告書 (自営業・親族経営の会社等で勤務している場合)
- 住民税課税証明書 (住民税を品川区以外の自治体に納めている場合)

上記は一例です。詳細は「●申込みに必要な書類 (P.16・17)」をご確認ください。

色々書類があるんだね。住民税課税証明書って、何年分が必要なのかな？

何月の入園を申込みかによって、必要な証明書の年度が変わります。
29年9月～30年8月入園の申込みには、29年度の住民税課税証明書が必要になります。



必要書類は色々あるし、記載事項もいろいろあるから、締切日より余裕をもって提出した方がよさそうだね!!

書類を提出しても不備があるケースが少なくありません。
トラブルを防ぐためにも、締切日より余裕をもってご提出ください。
なお、締切日間近は窓口も混み合います。
特に4月入園の締切日前は例年一日200人以上の方が来庁されます。
ゆとりをもってご提出いただくようお願いいたします。

どこの保育園を選べばよいのかな？近いところがいいんだけど……

(⇒ P.59～64)

認可保育園の一覧や地図については、
「別表4 保育園の所在地 (P.59)」・「別表5 認可保育園一覧 (P.61)」をご確認ください。
それぞれの施設を見学する際には、
直接施設に連絡していただいて、日程をご調整ください。



5 認可施設の保育料



認可施設の保育料ってどうやって決めているのかな？

(⇒ P.57・58)

基本的には父母の住民税額の合計に基づいて決めています。

また、お子さんのクラス年齢によっても変わります。

詳しい保育料額は「別表3 保育園等保育料一覧 (P.57)」をご覧ください。

選考だけでなく、保育料でも住民税額が関わってくるんだね。
あれ??この標準時間認定と短時間認定ってなんだろう？

(⇒ P.13)

標準時間認定は、保育園の利用時間が「8時間を超える」場合、

そして短時間認定は「8時間以内」の場合です。

保育園の申込みをする際に、どちらにするかを決めていただきます。

短時間認定にすると、標準時間より保育料が2割安くなります。

なお、入園後に認定を変更することも可能です。

どちらがいいかわからなければ、申込み際に保育課入園相談係にお尋ねください。



✿ 保育園のご案内（本編） ✿



I

保育園の利用を検討している方へ

1 小学校就学前に利用できる主な施設等について

施設区分		クラス	申込先	保育料	開所時間	
認可 可 施 設	認可保育園 認定こども園（保育部門） ※国の設置基準を 満たした保育施設	区立 区立 民営 私立	0歳～5歳児 (例外有)	区	世帯の住民税所得 割額による	7時30分～18時30分 (全施設で延長保育、一部施 設で早朝・夜間保育も実施)
	小規模保育事業 ※定員6～19名の小規模な 環境で保育を行う	0歳～2歳児	世帯の住民税所得 割額による (認可保育園の 80%)		7時30分～18時30分 (一部施設で延長保育実施)	
	家庭的保育事業 ※定員3～5名で家庭的な 雰囲気の中保育を行う		8時～18時			
	事業所内保育事業 ※事業所の保育施設で、従業 員のお子さんと地域のお子 さんの保育を行う (品川区では現在は実施し ていません)	施設ごとに 異なる	世帯の住民税所得 割額による		施設ごとに異なる	
居宅訪問型保育事業 ※障害・疾病等で個別のケア が必要な際に、自宅で一対 一の保育を行う	8時～18時のうち 最長8時間					
認可 以外 の 施 設	認証保育所 ※認可外保育施設のうち、 東京都の設置基準を満たした 保育施設	施設ごとに 異なる	施設	施設ごとに異なる (助成金制度有)	施設ごとに異なる	
	その他の認可外保育施設			施設ごとに異なる (一部施設は助成金 制度有)		

※上記は保育施設となります。幼稚園や認定こども園（幼児教育部門）等の教育施設に関しては、ホームページや冊子「品川区立幼稚園案内」、冊子「認定こども園案内」等をご確認ください。
なお、幼保一体施設や区立認定こども園に関しては、P.23・24にも概略をのせております。

保育園の年齢（クラス）についての考え方

- ★保育園は、4月1日現在のお子さんの年齢によって、その年度のクラスが決まります。
例えば、1歳になった時点で1歳児クラスに進級するわけではなく、**1歳になった次の4月から1歳児クラス**となります。
- ★品川区には1歳児クラスからの保育園がいくつかありますので、**保育園を選ぶ際は、十分ご注意ください。**



2 支給認定について

●施設利用のための認定

小学校就学前の施設等を利用する場合には、品川区から利用のための認定を受ける必要があります。認定の種類は、主に利用希望施設・事業と年齢によって区分されます。

なお、下記に含まれない私立幼稚園（※1）や認証保育所、認可外保育施設のみを利用希望の場合は、認定申請の必要はありません。

利用希望施設・事業	要件	認定	年齢	区分
区立幼稚園 認定こども園（幼児教育部門）	幼稚園等を利用希望する場合	教育標準時間	満3歳以上	1号認定
保育園 認定こども園（保育園部門） 地域型保育事業（※2）	保育を必要とする事由に該当し、保育園等を利用希望する場合	保育標準時間	満3歳以上	2号認定
		保育短時間	満3歳未満	3号認定

※1 平成29年4月1日現在、品川区内の全ての私立幼稚園は認定申請の必要はありません。ただし、区外の私立幼稚園に通園の場合は認定申請が必要な場合があります。

※2 品川区の地域型保育事業のうち、「家庭的保育事業・小規模保育事業」は、2歳児クラス（3歳になった年度末）までが利用可能となっています。

◇認定の有効期間について

教育標準時間認定（1号認定）の有効期間は3年間（小学校就学前まで）を基本とします。

保育認定の有効期間は3年間（2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日前日まで）を基本としつつ、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合はその時点までとします。

すでに3号認定を受けている児童が満3歳になり、3号認定から2号認定になる際は、品川区が認定の変更を行います（再申請不要）。

●保育園等の利用申込みができる方の要件（「保育を必要とする事由」）

保育園等に利用申込みができるのは、保護者が次のいずれかの、お子さんの「保育を必要とする事由」に該当する場合です（**お子さんに集団生活を体験させたいという理由では、申込みはできません**）。

お子さんの出生前には申込みすることはできません（入園予約制度の仮申込みをご利用になる場合を除く）。

- ①就労……………月12日以上かつ1日あたり4時間以上の就労を常態とすること
- ②妊娠・出産……………出産妊娠中または出産後の間がないこと
- ③疾病・障害……………疾病もしくは負傷、または精神や身体に障害があること
- ④介護・看護……………同居の親族を常時、介護または看護していること
- ⑤災害復旧……………災害の復旧にあたっていること
- ⑥求職……………求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること
- ⑦就学……………学校教育法に規定された学校等に通学、または公共の職業訓練校での職業訓練等を受けていること
- ⑧その他……………児童虐待の恐れがある、または配偶者からの暴力により保育が困難であること（公的機関にご相談している方）

●保育の必要時間について（「保育の必要量」）

保育認定にあたっては、保育を必要とする事由やその内容により、保育の必要時間（保育の必要量）を「**保育標準時間**」（1日8時間超）と「**保育短時間**」（1日8時間以内）の2つの区分で認定します。区分により、保育園の利用時間や基本保育料、延長保育料が異なります。

保育の必要量は、保育の必要時間を、便宜的に8時間を目安として区分けしたものであり、**実際の保育時間は、各家庭の保育を必要とする事由とその内容により、個別に決定します。**

《例》就労の場合は、「勤務時間+通勤時間」が、保育時間の基本となります。

●保育期間

保育を必要とする事由に応じて、**保育の必要量（必要時間）と保育認定の有効期間（保育期間）が決まります。**

保育期間は、最長で小学校就学前（6歳になった年度末）までです。ただし、年齢制限のある園はその年齢になった年度末まで、地域型保育事業は原則として3歳になった年度末までとなります。

保育を必要とする事由	保育の必要量（必要時間）	保育認定の有効期間（保育期間）
就労／介護・看護 就学	標準時間もしくは短時間	小学校就学までの間、左記の事由により保育を必要とする期間
疾病・障害	（原則）短時間	
妊娠・出産	標準時間もしくは短時間	出産予定月を挟んで、前後2ヶ月間（計5ヶ月間）
災害復旧		災害の復旧活動に従事する期間
児童虐待・DV		左記の事由により保育が困難と認められる期間
求職活動	短時間	利用希望月から2ヶ月間
育児休業※		育児休業の対象児童が1歳になった年度末まで

※育児休業については、既に認可保育園・地域型保育事業等に通園している場合のみ対象です。育児休業を事由として新規の認定および入園申込をすることはできません（復職月からの入園申込となります）。

なお、在園児童が翌年度で5歳児クラスになる場合には、上記期間の限りなく卒園まで在園を認めます。

●認定内容の変更について

認定申請した後に、認定内容（保護者氏名、保育を必要とする事由、保育必要量、有効期間等）が**変更になった場合、認定の変更申請が必要です。**

申請には、「認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更届（申込児用）」が必要です（変更内容に応じて、勤務（内定）証明書や母子手帳等が必要な場合もあります。「●申込み後の手続き等（P.19）」をご確認ください）。変更する月の申込締切日までに、保育課へ届出をしてください（短時間認定から標準時間認定への変更等、利用調整基準（選考基準）に影響を与えない変更は前月20日までの申請が可能です）。

●短時間認定における保育時間について

短時間認定のお子さんの保育時間は、園によって変わります。希望園をお選びの際には、下記の表をご確認のうえ、利用申込みを行ってください。

①短時間認定のお子さんについて、7時30分から18時30分までの間で保護者の就労等の時間に
 応じた保育時間を設定できる園

……8時間を超えた預かり時間に対して別途、時間内延長保育料が発生します。

②短時間認定のお子さんについて、保育時間が固定されている園

……園で決められた預かり時間を超えた分について、別途、時間内延長保育料が発生します。

※7時30分までの早朝保育、および18時30分以降の延長夜間保育は利用できませんのでご注意ください。

短時間認定枠の保育時間		対 象 園
①短時間認定のお子さんについて、7時30分から18時30分までの間で保護者の就労等の時間に 応じた預かり時間を設定できる園		(区立園) 全園 (私立園) 下記固定園以外
②短時間認定のお子さんについて、 保育時間が固定されている園	8～16時	(私立園) きたしながわさくらさく (仮) こころしながわおおいまち (仮) こころしながわなかのふ (仮) こころしながわふどうまえ (仮) こころしながわむさしこやま ひがしおおいさくらさく ポピンズナーサリースクール勝島 ポピンズナーサリースクール西五反田 (仮) むさしこやまさくらさく
	8時30分～16時30分	(私立園) 学研こども園 グローバルキッズ荏原町 グローバルキッズ大崎園 グローバルキッズ戸越園 グローバルキッズ中延園 グローバルキッズ西大井園 にじいろ保育園大崎 (仮) にじいろ保育園勝島 にじいろ保育園南大井 ベネッセ大崎広小路
	9～17時	(私立園) アスク南大井 (仮) みらいく旗の台園 モニカ荏原中延園 キッズタウンにしおおい (平成30年4月から9～17時に 固定されます)

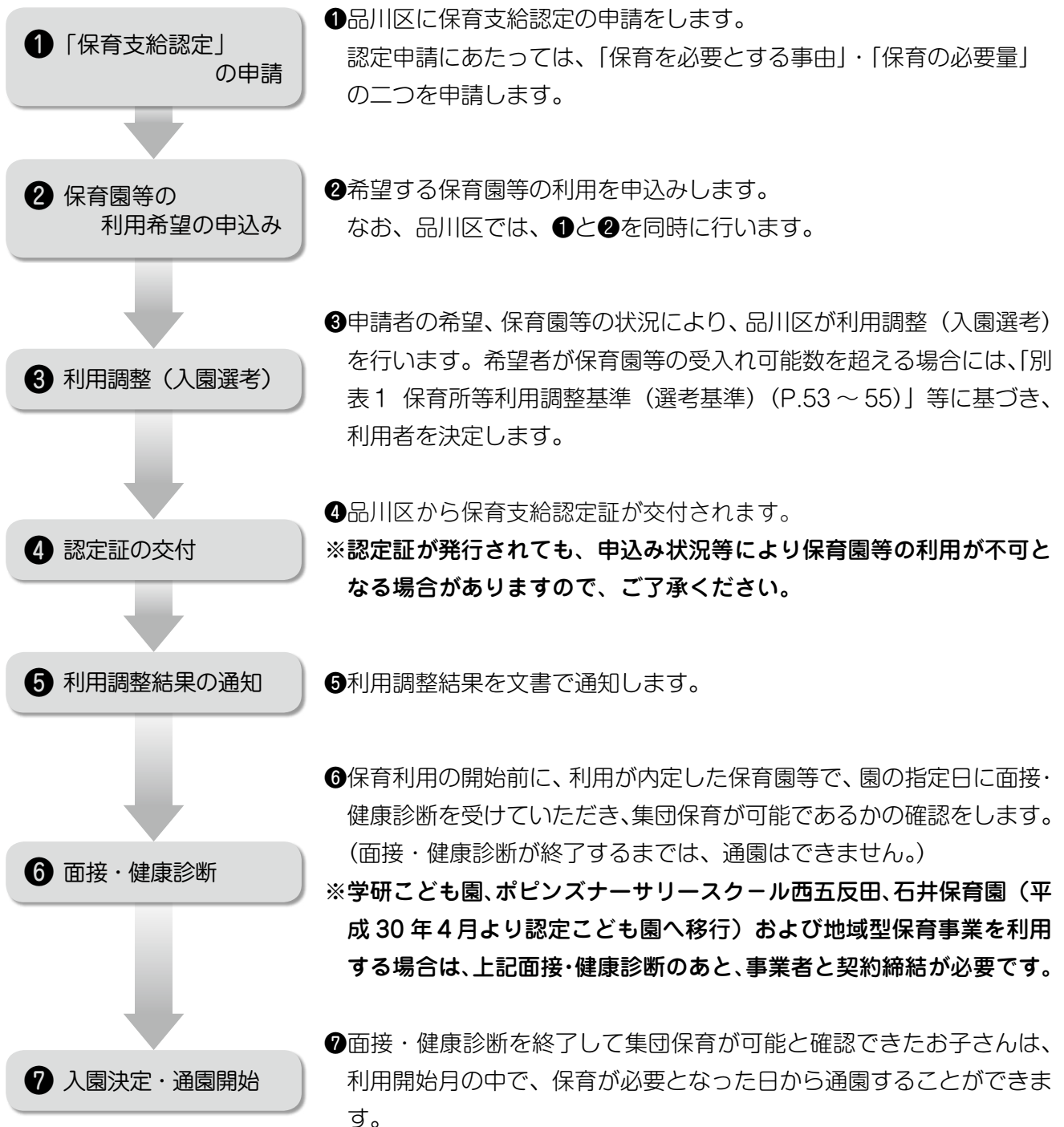
※上記対象園に記載している平成30年4月開園予定の保育園(保育園名に(仮)がついている保育園)は、予定で記載しております。決定次第別途お知らせいたします。

③ 保育園等の利用申込みについて

●保育園等の利用の流れ（2号、3号認定）

認可保育園、地域型保育事業、認定こども園（保育園部門）を利用する場合は、下記の流れとなります。申請にあたっては、原則として品川区に住民登録があることが必要です。区外から申請される場合は、「●品川区外から品川区の保育園等を申込み方への注意事項（P.20）」をご確認ください。

※認可外保育施設（認証保育所を含む）を利用する場合には、直接、保育施設に利用申込みします。



●利用申込みの方法

利用申込みは、区役所の保育課入園相談係または区内最上位希望の認可保育園で受付しています（新規開設保育園・地域型保育事業では受付できません）。**郵送やFAXでの申込みは受付できません。**直接来所の上で申込書類をご提出ください。

各月の申込み締切日等については「別表2 保育園入園申込みスケジュール(P.56)」をご確認ください。締切日に間に合うようにお申込みください。欠員状況等に応じて、利用調整（入園選考）を行います。

ご提出いただいた申込書は、原則として平成30年4月入園の利用調整まで有効となります。

●申込みに必要な書類

書式は保育課の窓口や各認可保育園、品川区ホームページから取得できます。

下記(1)～(5)の書類が必要となります。

「別表6 提出書類確認フローチャート(P.65)」もご確認ください。

(1) 保育支給認定申請書兼保育所等利用希望申請書（品川区所定様式）（必須）

家庭内で2人以上のお子さんを申込み場合でも1通でかまいません。

(2) 入転園確認表（必須）

(3) 保育を必要とする状況を証明する書類（必須）……………父母どちらも必要です。

保護者の状況等	提出書類
①常勤・パート・内職等で働いている場合 (内定している場合も含む)	◎勤務(内定)証明書
②自営業・経営者等の場合 (親族の経営する会社に勤務する場合も含む)	◎就労状況申告書+収入を証明する書類 (前年分の確定申告書の写し等)
③出産をする場合	母子手帳の写し(表紙、分娩予定日記入のページ)
④疾病や心身に障害がある場合	診断書、入院計画書、退院支援計画書、障害者手帳等の写し
⑤疾病や心身に障害のある親族を、常時看護・介護している場合	◎介護状況申告書 診断書、入院計画書、障害者手帳、 介護保険被保険者証、ケアプラン(介護サービス計画書)等の写し
⑥大学や職業訓練校等に通学している場合 (自宅での就学・カルチャースクール等は除く)	在学証明書、時間割(カリキュラム)

◎印の書類は、品川区所定の様式です。

※現在求職活動中の方のうち、求職活動を証明できる公的な書類（ハローワークカード等）がある場合はご提出ください。

※締切日までに書類の提出がない場合は書類不備として、保育認定・利用調整（入園選考）ができませんので、ご了承ください。

※必要に応じて、上記書類以外でも提出していただく場合があります。

※災害、DV等を理由とする場合には、別途、お問合せください。

(4) 住民税額を証明する書類……………父母どちらも必要です。

品川区で住民税が課税されている方は、原則として提出する必要がありません（ただし、前年に海外での収入があった場合は別途、海外での収入がわかる証明資料の提出が必要です）。

住民税額を証明する書類については、収入形態等に応じ、下記の書類のいずれかをご提出ください。

保護者の居住・収入形態	提出書類
前年に海外での収入があった方	◎年間給与証明書・年間収入申告書 海外での収入がわかる証明書類
品川区に住民登録がない方 転入をした方 海外に居住している方 単身赴任の方	◎年間給与証明書・年間収入申告書 今年度住民税課税証明書（または決定通知書）の写し （4月～8月までの利用希望の方は、申込み年の前年度分住民税課税証明が必要です） 海外での収入がわかる証明書類
生活保護受給者	生活保護受給証明書

◎印の書式は、品川区所定の様式です。

※家庭状況によって、同居の祖父母の税額を証明する書類を提出していただく場合があります。

※住民税未申告の場合や税資料の提出がなく税額の確認ができない場合は、**区民税所得割 103 万 1300 円以上の世帯（最高階層）と同様の階層認定および保育料算定を行います。**

(5) その他で必要となる書類……………該当する方のみ提出してください。

児童の状況	提出書類
育児休業期間満了を待たずに保育の利用を開始次第、復職する場合	◎同意書（育児休業短縮）
認証保育所または認可外保育施設等（都道府県に届出がある施設）に通っている場合	直近の保育料領収書の写し （もしくは◎受託証明書）
お子さんの心身に障害がある場合	◎心身状況報告書（主治医作成） ◎児童調査書（保護者作成） 障害者手帳等の写し等
お子さんの健康・発達状況等に不安があり、病院や療育施設に通っている場合	◎心身状況報告書（主治医作成） ◎児童調査書（保護者作成）
区外から申込みする場合（P.20 参照）	◎申請内容確認表 転居予定の確認書類（不動産契約書等）

◎印の書類は、品川区所定の様式です。

●申込み時の注意事項

(1) 希望園の選び方について

保育の利用調整(入園選考)では「別表 1 保育所等利用調整基準(選考基準)(P.53～55)」に基づき、基本指数と調整指数を合算し、合計指数の高い方から順に保育利用の内定者を決定します。複数園で入園内定者になりうる場合には、最上位の希望園で入園内定とします。上位の希望園が下位の希望園よりも内定しやすくなることはありません。**希望園は第 8 希望まで**記入することができます。通園可能な範囲内で**利用したい順**にご記入ください。

(2) 転園申込み時について

転園が内定した場合、**転園を辞退して現在の保育園・地域型保育事業に残ることはできません。**転園申込み後に転園の意思がなくなった場合は、速やかに各月の申込み締切日までに、「認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書（申込児用）」にて申込みを取下げてください。

(3) 保育利用の内定後に辞退する場合

内定後速やかに「入園内定辞退届」を、書面で提出してください。「入園内定辞退届」が利用開始月以降に提出された場合は、**登園の有無に関わらず、その月分までの保育料がかかります。**

(4) 出産予定のある方へ

就労要件等で申込みいただいた方でも、第2子以降の出産予定があり、入園月が出産(予定)月を挟んだ前後2ヶ月間(計5ヶ月間)に該当する場合は、原則として出産要件での審査となります。

(5) 育児休業中に申込みする方へ

保護者が育児休業を取得している期間は、保育園等の利用申込みはできません。育児休業を取得中の方は、復職する月から利用調整の対象となります。保育の利用開始後、**復職していないことが判明した場合は、退園していただきます。**

なお、現在育児休業取得中の認可保育園在園児童が転園申請する場合は、転園希望月に復職予定がない場合でも特例として転園申請をすることができます。ただし、基本指数は「就労」ではなく、「妊娠・出産」を適用します。

(6) 幼保一体施設を希望する方へ

幼保一体施設を希望する方は、P.24をよくお読みのうえ、お申込みください。

(7) その他

- ・提出された書類と事実に相違があった場合には、保育の利用(内定)を取り消す場合があります。申込み後や内定後に状況が変わった場合は、至急保育課入園相談係へご連絡ください。
- ・申込み書類は一度提出されますと返却はいたしません。必要な方は、あらかじめ写しをお取りください。
- ・申込み児童や兄弟姉妹に未払いの保育料がある場合は、必ずお支払いを済ませてください。お支払いが確認できない場合は、調整指数において大きなマイナスとなる場合があります。

●お子さんに障害がある、もしくは気になる症状がある場合

品川区では、保育園等の利用を希望する心身に障害があるお子さんや、心身の発達状況から障害があるお子さんと同様の配慮を必要とするお子さんを「特別支援児童」と認定し、より良い発達に考慮しながら、集団での保育を実施しています。

利用申込みにあたり、「心身状況報告書」(主治医作成)や「児童調査書」(保護者作成)等を提出していただいたうえで、お子さんの状況に応じ、面接および健康診断を実施します。

それをもとに、特別支援保育審査会で集団保育の可否についての審査をし、集団保育が可能と判定されたお子さんは一般の利用調整(入園選考)を行います。

※事前に面接、健康診断を行う必要がありますので、お早めにお申込みください。

※審査会および利用調整の結果、入園できない場合があります。

※特別支援児童で、審査会の判定が出ていない場合は、判定が出るまで入園をお待ちいただくこととなります。また、お申込みの際に障害の申告がなく、入園内定後に園との面談等で障害が発覚した場合は、内定取消となる場合もございます。

●申込み後の手続き等

(1) 利用申込み後、下記の変更があった場合は、必ず期日までに書面で入園相談係へ届出してください。

変 更 内 容	提 出 書 類
①認定申請内容（認定区分・保育の必要性の事由・保育必要量等）が変更になったとき	◎認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書（申込児用）
②利用申込みを取下げたいとき	
③希望保育園や利用希望月を変更したいとき	
④住所や電話番号が変わったとき	
⑤家族構成が変わったとき	
⑥保護者の仕事が変わったとき	◎認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書（申込児用） ◎勤務（内定）証明書
⑦お子さんが認可外保育施設等（認証保育所を含む）に通い始めたとき	直近の保育料領収書の写し等（詳細は P.17 参照）
⑧育児休業から復職したとき	◎復職証明書

◎印の書式は、品川区所定の様式です。

(2) 利用調整の結果、保育園等を利用できない方に対しては、利用希望した最初の月のみ結果を文書で通知します。それ以降は、保育の利用が内定するまで結果のご連絡はいたしません。

（申込みは平成 30 年 4 月入園の利用調整まで有効となります）

●ホームページからダウンロードできる必要書類（品川区所定様式）

品川区のホームページから、下記の書類をダウンロードできます。

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/page000029000/hpg000028980.htm>

- ・保育支給認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書
- ・入転園確認表
- ・勤務（内定）証明書
- ・勤務（内定）証明書（記入例）
- ・就労状況申告書
- ・介護状況申告書
- ・勤務実績証明書
- ・同意書（育児休業短縮）
- ・復職証明書
- ・申請内容確認表
- ・年間給与証明書・年間収入申告書
- ・受託証明書
- ・心身状況報告書
- ・児童調査書
- ・認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更届（申込児用）
- ・入園内定辞退届
- ・同居に関する同意書（同居を受入れる方）
- ・同居に関する同意書（転入する児童の保護者）



※必要書類は「●申込みに必要な書類 (P.16・17)」をご確認ください。

●育児短時間勤務等を利用している方（取得予定の方を含む）への注意事項

1日あたりの勤務の短縮時間により、指数認定の方法が変わります。

- 1日あたり2時間以内（または、拘束時間6時間を満たす範囲内）の短縮 ⇒ 本来の勤務時間で認定
- 1日あたり2時間を超えて短縮 ⇒ 短縮した後の勤務時間で認定

※勤務日数が減る場合は、勤務時間にかかわらず短縮された勤務日数で指数認定を行います。

※育児短時間勤務を取得される方は、勤務時間にかかわらず「夜間保育を週3日以上必要とする」調整指数の加点を行いません。

※保育の利用開始後、認定された指数と状況が変わったことが明らかなきは、退園になる場合もあります。

4 区外の保育園の申込みや区外からの申込みについて

●品川区外の保育園等に申込みをする方への注意事項

品川区に住民票のある方が区外の保育園等を希望する場合、品川区に申込みが必要です。申込み後、品川区から希望する保育園等のある自治体へ協議の申入れを行います。自治体によって申込み締切日や申込み条件、必要書類等が異なりますので、直接、希望する保育園等のある自治体にご確認のうえ、早めにお申込みください。また、転出予定の方は、転出後に転出先の自治体で改めて申込みをする必要がありますので、必ずお手続きをお願いいたします。

●品川区外から品川区の保育園等を申込み方への注意事項

品川区外にお住まいの方については、下表のとおり申込みを制限しています。

品川区の申込み締切日までに必要書類が品川区に届くよう、早めに現在お住まいの自治体へお申込みください。必要書類は、「●申込みに必要な書類（P.16・17）」をご確認ください（勤務証明書は、原則として品川区書式でご提出下さい）。

品川区への転入予定	クラス	4月～9月入園	10月～2月入園
あり	0～5歳児	申込み可能（※1）	
なし（※2）	0～2歳児	申込み不可	保護者のいずれかが品川区在勤の方に限り、申込み可能
	3～5歳児	申込み可能	

※1 転入予定がある方は、申込み締切日までに、居住予定物件の「売買契約書」、「賃貸借契約書」（転入先の住所、氏名、相手方の押印あるもの）等の写しを提出してください。利用希望月の前月末日までの転入予定が確認できない場合は、転入予定なしの方と同じ扱いとなります。

なお、転入予定がある方の選考については、一部の調整指数が適用されません。詳細は「別表1 保育所等利用調整基準（選考基準）（P.53～55）」をご確認ください。

また、転入後直ちに、品川区役所保育課の窓口で申込みの手続きをしていただく必要があります。

※2 転入予定がない方は、条件に関わらず求職活動の要件による申込みの受付はしていません。

⑤ 延長夜間保育について

勤務時間の都合で、基本開所時間（午前7時30分～午後6時30分）を超えて保育が必要な場合に、延長夜間保育を実施しています（夜間保育は57園で実施）。 ※短時間認定の方はご利用できません。

(1) 延長夜間等実施園数（平成29年10月時点）

		区立	私立	区立民营
早朝延長	午前6時30分～午前7時30分	—	1園	—
	午前7時～午前7時30分	—	7園	—
延長保育	午後6時30分～午後7時30分	全園で実施		
夜間保育	午後7時30分～午後8時	—	5園	—
	午後7時30分～午後8時30分	6園	37園	1園
	午後7時30分～午後9時	—	2園	—
	午後7時30分～午後10時	6園	—	—

※実施園の詳細については、「別表5 認可保育園一覧（P.61～64）」をご確認ください。

～延長夜間保育の時間区分～



(2) 申込み方法

原則として、入園（内定）後、利用日までに事前の利用登録が必要です。「時間外保育利用登録書」を記入し、保育園にご提出ください。園長との面談を行います。なお、申込み時に提出された「勤務（内定）証明書」で延長夜間保育を利用する理由や時間帯等が分からない場合は、再度「勤務（内定）証明書」をご提出いただく場合があります。また、利用登録は毎年度更新が必要です。

(3) 利用料金

延長夜間保育を利用する場合は、別途利用料を各園にてお支払いください。

※私立保育園やぷりすくーる西五反田は利用方法や利用料が異なります。詳細は各園にお問合せください。

◇延長夜間保育利用料一覧（区立保育園、ひろまち保育園、ひがしやつやま保育園）

階層	1時間以内	1時間～2時間以内	2時間～3時間以内
A、B	200円	400円	700円
C、D1～D3	240円	480円	840円
D4～D12	320円	640円	1,120円
D13～D25	400円	800円	1,400円

※階層については、「別表3 保育園等保育料一覧（P.57・58）」をご参照ください。

※標準時間認定の場合、月に園児1人につき10日以上利用した場合、11日目以降の延長夜間保育料は半額となります（短時間認定の場合、半額の適用はありません）。

※短時間認定の園児が基本開所時間内で8時間以上利用した場合の時間内延長保育料は、延長夜間保育料の1時間以内の額が、1時間あたりの額となります。

※お迎えが延長・夜間保育の時間帯にかかった場合は、事前の利用申請がなくとも利用料が発生します。

⑥ 区立保育園の大規模改修等と民営化（運営業務委託）について

区立保育園は昭和30～40年代に開設した園が多く、ほとんどの施設が開設当初の建物を適宜改修し使用している状況です。全ての区立保育園において耐震改修工事が完了しているほか、定期的な修繕や必要に応じた改修工事を実施しているため、現段階で施設内の安全性は確保されており、日常保育をする上で支障はありませんが、今後、老朽化が進むにつれて大規模改修や建替えを行う必要があります。保育園の園庭に仮設園舎の設置は難しいことが想定されるため、近隣の区有地に仮設園舎を建築、または既存施設を活用し、園舎の大規模改修・改築を行う計画です。

また、品川区では、民間活力の活用、財政負担の低減の観点から、区立保育園の民営化（運営業務委託）を計画しており、現段階で大規模改修および改築計画のある園、民営化計画のある園は以下のとおりとなります。保育園の利用申請をされる方は、本計画につきましてご理解、ご了承の上、お申込みください。

◇大規模改修等の計画のある区立保育園

施設名									改修時の保育場所（仮設園の利用等）
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	
八潮わかば幼稚園	大規模改修								現行の園舎を利用しながらの改修工事 H31年4月より幼保一体施設として運営
八潮南保育園		移転★	八潮北・西・中央の仮園舎として使用						H31年3月末に、幼保一体施設（現八潮わかば幼稚園）に移転 ※ H31年4月より、仮園舎として使用
八潮北保育園			大規模改修						八潮南保育園の園舎で保育 仮園舎使用期間：H31年度（1年間）
八潮西保育園				大規模改修					八潮南保育園の園舎で保育 仮園舎使用期間：H32年度（1年間）
八潮中央保育園（私立）					大規模改修				八潮南保育園の園舎で保育 仮園舎使用期間：H33年度（1年間）
三ツ木保育園					改築				戸越公園内に仮設園舎を設置予定 仮設園舎使用期間：H33,34年度（2年間）
南ゆたか保育園			改築						旧荏原四中校舎を仮園舎として改修・使用 仮園舎使用期間：H31,32年度（2年間）
一本橋保育園						改築			旧荏原四中校舎を仮園舎として改修・使用 仮園舎使用期間：H34,35年度（2年間）

※各保育園等で実施した改築・大規模改修の説明会Q&Aは、区ホームページに掲載しています。

※上記施設以外にも、移転を伴わない改修工事を行う園がございます。

平成31年度以降の八潮南保育園について

平成31年度以降、八潮南保育園は現在の八潮わかば幼稚園施設内に移転し、並列型の幼保一体施設として運営します。幼保一体施設とは、就学前までの乳幼児期に一貫した保育・教育を行う品川区独自の施設です。詳細は「●幼保一体施設（P.23）」をご参照下さい。

なお、移転に伴い平成31年4月から保育園の定員が変更になりますが、移転前の平成30年度末時点で八潮南保育園に在園されているお子さんについては、移転後の幼保一体施設（保育園部門）に通うことができます。

◇民営化（運營業務委託）予定園

施設名	開始年度	平成30年4月入園の場合の卒園年月						備考
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
三ツ木保育園	平成33年4月		H35年3月末	H34年3月末	H33年3月末	H32年3月末	H31年3月末	※現段階で民営化を計画している園は左記の4園で、区全体で5園程度の民営化を検討しています。 ※民営化については、当初は運營業務委託方式とします。（区内では既に実施している園があります）
八潮北保育園	平成34年4月	H36年3月末	H35年3月末	H34年3月末	H33年3月末	H32年3月末	H31年3月末	
八潮西保育園	平成35年4月	H36年3月末	H35年3月末	H34年3月末	H33年3月末	H32年3月末	H31年3月末	
一本橋保育園	平成36年4月	H36年3月末	H35年3月末	H34年3月末	H33年3月末	H32年3月末	H31年3月末	

民営化前に卒園する児童

7 多様な保育サービス

●幼保一体施設

幼保一体施設とは、保育園と幼稚園を一体的に運営する施設です。保育と教育を一体的に行うことで、乳幼児教育の取組みを充実させています。

幼保一体施設には、「年齢区分型」と「並列型」の2種類があります。なお、幼稚園の保育料の料金体系は保育園とは異なります。詳細はホームページや冊子「品川区立幼稚園案内」をご確認ください。

年齢区分型

- 二葉すこやか園（二葉つぼみ保育園・二葉幼稚園）※
- 御殿山すこやか園（五反田第二保育園・御殿山幼稚園）

区立幼稚園
4～5歳児クラス

区立保育園
0～3歳児クラス

特長

保育園は3歳児クラスまでです。
4歳児クラスに進級する際に希望すれば、併設の幼稚園に入園することができます。

※二葉つぼみ保育園（短時間保育室）は二葉幼稚園への優先入園はありません。

並列型

- 第一日野すこやか園（西五反田第二保育園・第一日野幼稚園）
- のびっこ園台場（台場保育園・台場幼稚園）
- 平塚すこやか園（荏原西第二保育園・平塚幼稚園）

区立保育園
0～5歳児クラス

区立幼稚園
4～5歳児クラス

特長

保育園は5歳児クラスまであり、4・5歳児クラスは幼稚園と一体的に運用しています。

※併設の幼稚園への優先入園はできません。

幼児教育施設
3～5歳児クラス

認可保育園
0～2歳児クラス

特長

ぷりすくーる西五反田の保育園部門は2歳児クラスまでとなり、3～5歳児クラスである幼児教育施設に入園するには別途、ぷりすくーる西五反田への申込みが必要です。また、**保育時間、保育料等の制度が保育園部門と異なりますので、ご了承のうえお申込みください。**

詳細は、ぷりすくーる西五反田に直接、お問合せください。

●幼保一体施設の保育園を希望する方へ

各施設を見学するなど、必ず事前に内容を確認し、ご理解・ご納得のうえお申込みください。

なお、品川区立の幼稚園では、品川区民であることが入園・在園の要件となります。

また、預かり保育は、保護者が就労している場合等、必要と認められる在園児を対象に実施しています。時間や料金、定員については園ごとに異なりますので、詳細は、保育課運営係へお問合せください。

●区立認定こども園（幼児教育部門）

一本橋・北品川第二・五反田・旗の台保育園の4園は、4・5歳児クラスに、保護者の就労を問わない短時間の受入れを行っています。なお、就労している場合は、基本保育時間を超えた預かり保育も行っております。

(1) 実施園・定員

一本橋保育園、北品川第二保育園、五反田保育園、旗の台保育園（4・5歳児クラス各5名）

(2) 基本保育時間

月曜日から金曜日の午前9時から午後2時

※土・日・祝日、年末年始、夏休みなどの長期休業期間があります。

(3) 費用

保育料：世帯の所得に応じた額となります（区立幼稚園と同額となります）。

詳細については、ホームページや冊子「認定こども園案内」をご確認ください。

給食費：日額240円（預かり保育実施日は、給食費はかかりません）

(4) 預かり保育

時 間：午前7時30分から午後7時30分（基本保育時間を除く）

利用料：日額 750円（午前7時30分から午後6時30分まで）

日額 1,150円（午前7時30分から午後7時30分まで）

※預かり保育の利用は、保護者の就労が条件です。

※私立の認定こども園として、学研こども園とポピンスナーサリースクール西五反田は短時間の受入れを行っています。詳細は、各園に直接お問合わせください。

●短時間就労対応型保育（短時間保育室）

主に、パート就労者や自営業等のご家庭で、短時間の保育を継続的に必要とするお子さんを対象とした短時間就労対応型保育を実施しています。

(1) 実施園

伊藤保育園、荏原保育園、北品川第二保育園、二葉つぼみ保育園、南大井保育園

(2) 定 員

1歳児～3歳児 各保育園で10名

(3) 申込み方法

「保育支給認定申請書兼保育所等利用希望申請書」の希望園の第8希望までの中に、「伊藤（短時間）」、「荏原（短時間）」、「北品川第二（短時間）」、「二葉つぼみ（短時間）」、「南大井（短時間）」とご記入ください。

(4) 申込みできる方の要件

次の①・②両方に該当する方

①保育認定において短時間認定を受けること（標準時間認定の方は申込みできません）

②午前9時から午後5時の開園時間内の送迎が可能であること

(5) 保育時間

午前9時から午後5時のうち保育を必要とする時間（保育時間の延長は一切できません）

(6) 利用調整（入園選考）

「保育所等利用調整基準（選考基準）」を基本とし、より就労の有無、所得状況に配慮した基準で利用調整を行います。

(7) その他

短時間保育室は**3歳児まで**です。4歳児以降は他園への転園申請や幼稚園・認定こども園等への申込みが必要となります。「**二葉つぼみ保育園（短時間保育室）**」は、**二葉幼稚園への優先入園はありません。**

⑧ 育児休業明け入園予約制度

区内にお住まいで、産後休暇に引き続き**お子さんが1歳になる誕生日の前日（もしくはそれ以降）まで、育児休業法等の法律に基づく育児休業を取得後、育児休業前と同様の勤務に復職をする保護者の方が、復帰月からの入園をあらかじめ申込みできる制度**です。申込み人数が受入予定数を超えた場合は、利用調整（入園選考）を行います。選考基準は、「保育所等利用調整基準（選考基準）」を準用します。ただし、調整指数の適用はありません。（減点項目は適用します。）

(1) 実施保育園

区立保育園 37 園（幼保一体施設・区立民営保育園等、一部の園は対象外です。）

(2) 申込み締切日

お子さんの出生月の翌月末日（最終開庁日）

(3) 申込み場所

保育課入園相談係のみでの受付となります。郵送でのお申込みはお受けできません。

ただし、仮受付を出産前にしていただいた場合は、郵送でも本申込をお受けできます。

仮受付をする際は、母子手帳と印鑑をご持参のうえ、保育課入園相談係までお越しください（勤務（内定）証明書等は仮受付では必要ありません）。

(4) 必要書類

①育休明け入園予約申込書（**保育課の窓口でのみ配布しております。区内認可保育園・HP・郵送では配布していません**）

②保育を必要とする状況を証明する書類（父母分）

《例》勤務（内定）証明書（常勤・パート・内職等で働いている場合）

就労状況申告書および収入を証明する書類（自営業・経営者等の場合）

③住民税額を証明する書類（品川区外で住民税が課税されている場合）

必要に応じて、上記書類以外でも提出していただく場合があります。

「●申込みに必要な書類（P.16・17）」もご確認ください。

(5) 結果発表（平成 29 年 4 月 2 日～ 30 年 4 月 1 日出生児）

入園を希望する年月によって、結果発表日が異なります。

【平成 30 年度 0 歳児クラス】

入園希望月	平成 30 年 4～7 月	平成 30 年 8～11 月	平成 30 年 12 月～31 年 3 月
結果発表日	平成 29 年 9 月下旬	平成 30 年 1 月下旬	平成 30 年 6 月下旬

【平成 31 年度 1 歳児クラス】

入園希望月	平成 31 年 4 月～32 年 3 月
結果発表日	平成 30 年 6 月下旬

《例》平成 29 年 9 月出産。育児休業を平成 30 年 9 月まで取得して入園したいが、もしその入園が難しいなら、平成 30 年 4 月に育児休業を切上げて入園を検討する場合。

⇒ 10 月末までに「入園予約制度」で平成 30 年 9 月入園を申込み、さらに 12 月 22 日までに平成 30 年 4 月入園も申込みます。1 月下旬に入園予約制度の結果が発表されますが、内定がでなかった場合は、2 月 20 日に 4 月入園の結果を発表します。

もし入園予約制度で 9 月入園の内定がでた場合は、自動的に 4 月入園の申込みは取消しとなります。

II

地域型保育事業

1 地域型保育事業の種類

(1) 家庭的保育事業

3歳未満児を対象に、定員5名以下の少人数で家庭的な雰囲気の下、きめ細やかな保育を実施する事業です。

(2) 小規模保育事業

3歳未満児を対象に、定員6～19名と比較的小規模な環境で、家庭的保育事業に近い雰囲気の中で保育を実施する事業です。

(3) 事業所内保育事業

事業所の保育施設などで、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育する事業です。
※現在品川区では実施していません。

(4) 居宅訪問型保育事業

障害・疾病等で個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業です。

2 家庭的保育事業、小規模保育事業

●申込みから利用開始まで

(1) 「保育の必要性」の認定の申請・利用申込み

認定の申請や申込み方法、締切日および必要書類は認可保育園の申込みと同様です。「●保育園等の利用の流れ (P.15)」や「●利用申込みの方法 (P.16)」、「●申込みに必要な書類 (P.16・17)」等をご参照ください。

すでに認可保育園の利用申込みをされていて、地域型保育事業も希望されたい場合は、「認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書 (申込者用)」をご提出ください。

(2) 利用調整 (入園選考)

希望者が受入れ可能数を超える場合には「保育所等利用調整基準 (選考基準)」により利用者を決定します。なお、家庭的保育事業の利用調整においては、短時間就労対応型保育 (短時間保育室) の基準を準用し、就労の有無、所得状況に配慮した基準で選考を行います。

(3) 内定～利用開始

認可保育園の結果発表日と同日に、文書で通知します。その後、保護者の方が事業者と面談し、双方合意のもと保育委託契約を結びます。契約翌日から利用開始となります。

※3歳になった年度末 (2歳児クラス) までのお預かりとなります。

※家庭的保育事業の利用を希望する場合は、短時間認定を受けることが必要です。標準時間認定の方は家庭的保育事業の申込みはできません。

※園の運営上、特別な配慮が必要なお子さんの保育ができない場合があります。

※給食は各施設で提供しています。提供方法は外部搬入のお弁当、連携施設からの搬入、自園調理等になります。詳細は、直接、施設にお問い合わせください。

●基本開所時間

(1) 家庭的保育事業

午前8時～午後6時

(2) 小規模保育事業

午前7時30分～午後6時30分

※延長保育の実施の有無および延長保育料については、直接、各施設にお問合せください。

なお、家庭的保育事業は基本開所時間の間の8時間以内の利用で、最大10時間（別途、料金発生）までの利用が可能です。



●保育料

認可保育園と同様、所得状況に応じた保育料となります。ただし、連携施設の確保等ができるまでは経過措置として、標準時間認定（8時間超）においては上限25,000円、短時間認定（8時間以内）においては上限20,000円となります（「別表3 保育園等保育料一覧（P.57・58）」参照）。保育料は直接、施設へお支払い下さい。

※基本開所時間を超えて利用する場合には延長保育料がかかります。金額は、直接事業所にご確認ください。

※短時間認定のお子さんが、基本開所時間内で8時間を超えて利用する場合は、**時間内延長保育料**がかかります（「●保育の必要時間について（P.13）」参照）。金額は、直接事業所にお問合せください。

●家庭的保育事業 一覧

名称	所在地	連絡先	定員
内山 盛予	西品川2丁目	3491-7359	5名
林 とし子	南品川2丁目	6433-0701	3名

●家庭的保育事業を利用する際の注意事項

家庭的保育事業者が休暇の場合は、代替保育として、近隣の区立保育園での一時保育を実施します。その際、事業者と保育園の間で保護者の勤務状況やお子さんの様子等、保育に必要な情報の交換をさせていただきます。なお、一時保育の保育時間は午前7時30分～午後6時30分の間で保育が必要な時間となりますのでご了承ください。

※基本開所時間外の延長保育は行っていません。

●小規模保育事業 一覧

名 称	所 在 地	事業者名・連絡先	定 員※1	延長対応※2
ウィズブック保育園 大森海岸	南大井2-4-12	(株) アイ・エス・シー Tel. 6759-2740	15名	×
うみのくに保育園 なかのぶ	戸越6-14-4	(株) 空のはね Tel. 6426-6516	19名	×
うみのくに保育園 ふどうまえ	西五反田5-6-30	(株) 空のはね Tel. 6313-5104	12名	×
おうち保育園 おおいまち ※3	東大井6-11-9	NPO法人 フローレンス Tel. 3764-9223	12名	×
おうち保育園 ごたんだ ※3	東五反田2-16-2	NPO法人 フローレンス Tel. 6277-1563	12名	×
五反田せせらぎ保育園	西五反田2-18-3	幼児活動研究会(株) Tel. 6420-0251	9名	×
こどもヶ丘保育園 大井町園	大井1-48-9	(株) チャイルドビジョン Tel. 6809-9951	12名	×
サニーチャイルド とごし	平塚 1-13-9-101	坂本産業(株) Tel. 6426-1222	11名	×
サニーチャイルド にしおおい	二葉2-21-6	坂本産業(株) Tel. 6327-0584	11名	×
しいのみ保育園	南品川2-15-14	(福) あぞみ会 Tel. 6433-1604	19名	○
チャイルドマインダー 荏原中延	中延2-5-10	NPO法人 家庭的保育支援協会 Tel. 6426-6510	9名	×
チャイルドマインダー 西五反田	西五反田 3-13-14-101	NPO法人 家庭的保育支援協会 Tel. 6417-9677	12名	×
チャイルドマインダー 武蔵小山	小山2-16-10	NPO法人 家庭的保育支援協会 Tel. 6451-3893	9名	×
ナーサリーおひさま	旗の台5-14-4	(有) ワイアンドエム Tel. 6421-5978	12名	×
はぐはぐキッズ荏原町	中延5-6-9	プリメックスキッズ(株) Tel. 6314-6560	12名	×
はぐはぐキッズ西大井	西大井2-4-6	プリメックスキッズ(株) Tel. 6417-1748	12名	×
保育ルーム Clover 西小山園 I・II ※5	小山6-8-13 1階	(株) グランドクロス Tel. 6426-7890	31名 (I:12名 II:19名)	○
星のおうち戸越銀座	平塚2-5-12	JBSナーサリー(株) Tel. 6451-3520	12名	○
まちの保育園えばら	荏原4-8-11	(福) 幸福義会 Tel. 6426-4192	12名	○
めるへんキッズ戸越	豊町1-4-9	(株) めるへんキッズ Tel. 6426-7013	12名	×

※1 定員は、0～2歳児の定員となります。

※2 延長保育の料金等は、直接施設にお問合せください。

※3 これらの施設については、保護者の方の同意のもと、おうち保育園ごたんだにて土曜日の共同保育を行う場合がございます。詳細は、直接、施設にお問合せください。

※4 これらの施設の延長対応については、平成30年4月以降実施しない予定です。

※5 こちらの施設については内定の際にI・IIのいずれかに振り分けを行います。

③ 連携施設について

家庭的保育事業・小規模保育事業は、保育内容の支援（園庭開放や合同保育の実施等）や3歳児以降の受け皿等としての連携施設の確保が必要とされています。品川区でも、平成31年度までの経過措置の間に、これらの運営体制の整備を進めてまいります。

各小規模保育等の連携施設については、下記をご参照ください（連携施設は変更する場合があります）。なお、3歳児以降の受け皿としての連携施設が確保されるのは、平成32年3月以降に卒園する児童（平成28年4月2日以降に生まれた児童）からとなります。対象児童に関しては、今後の申込みの際に、「家庭的保育事業・小規模保育事業」ではなく、「認可保育園」に在園しているものとして扱うため、連携施設が確保されていない児童とは異なる調整指数のつけ方になります。連携施設が複数ある場合は、必ずしも希望した連携施設に行けるとは限りません。特定の連携施設に希望者が集中した場合の選考方法については、決定次第別途お知らせいたします。

なお、品川区外に転出後、継続して小規模保育等に通園している場合は、3歳児以降の受け皿としての連携施設の確保を行いません。

小規模保育等（0～2歳児クラス）	連携施設（予定）（3～5歳児クラス）
内山 盛予	ゆたか
林 とし子	東大井／北品川
ウィズブック保育園大森海岸	水神／大空と大地のなーさりい大森駅前園／ポピンスナーサリースクール勝島
うみのくに保育園なかのぶ	西中延／東中延／南ゆたか
うみのくに保育園ふどうまえ	中原／宝
おうち保育園おおいまち	大井／東大井
おうち保育園ごたんだ	五反田／大崎ひまわり／ココファン・ナーサリー大崎
五反田せせらぎ保育園	東五反田／ベネッセ大崎広小路
こどもヶ丘保育園大井町園	一本橋／大井倉田／二葉／あいのもり
サニーチャイルドとごし	平塚／東戸越
サニーチャイルドにしおおい	伊藤／二葉つぼみ
しいのみ保育園	東品川／きたしながわさくらさく／くりのき／太陽の子南品川／どんぐり
チャイルドマインダー荏原中延	中延／西中延
チャイルドマインダー西五反田	西五反田／キッズガーデン品川上大崎／TKチルドレンズファーム上大崎校
チャイルドマインダー武蔵小山	荏原／小山台
ナーサリーおひさま	西中延／旗の台／グローバルキッズ荏原町
はぐはぐキッズ荏原町	源氏前／富士見台／キッズタウンにしおおい
はぐはぐキッズ西大井	滝王子／西大井／グローバルキッズ西大井
保育ルーム Clover 西小山園Ⅰ・Ⅱ	清水台／(仮)ウィズブック保育園荏原／(仮)ウィズブック保育園武蔵小山パルス／ (仮)キッズガーデン小山／(仮)こころしながわむさしこやま／(仮)むさしこやまさくらさく
星のおうち戸越銀座	西五反田第二／ポピンスナーサリースクール西五反田
まちの保育園えばら	荏原西／西中延／とごしの杜
めるへんキッズ戸越	西品川／ゆたか

4 居宅訪問型保育事業

●申込み要件（資格）

- ①品川区在住の児童で、保育認定（保育短時間認定）を受けていること
- ②お子さんの年齢が満1歳以上、就学前までであること
- ③集団保育が困難であると認められること

※③については、品川区特別支援保育審査会において判断します。

●対象児童

主に中・重度の肢体不自由児、知的障害児、重症心身障害児等
経管栄養、経鼻栄養、胃ろう、腸ろうを必要とする障害児
面談において預かりが可能と判断された障害児

※現段階では、気管切開、人工呼吸器など呼吸器系疾患には対応していません。

●利用可能日・時間

月～金（土、日、祝日および年末年始は休園）

午前8時～午後6時のうち最長8時間

●保育料

認可保育園保育料（保育短時間）に同じ

●居宅訪問型保育事業 事業者

名 称	事業者	連絡先
障害児訪問保育アニー	NPO法人フローレンス	5275-1161

※ご利用を希望する場合、面接等の事前審査が必要です。

詳細について保育課入園相談係までご相談下さい。

Ⅲ

保育園に在園されている方へ

① 保育園の預かり時間について

●開所時間と保育時間（お子さんをお預かりする時間）

保育所の基本開所時間は月曜日から土曜日（祝日、年末年始は除く）の午前7時30分から午後6時30分までです。そのうち保育時間は、保育認定における「保育標準時間」（8時間超）と「保育短時間」（8時間以内）の区分と、保育を必要とする事由およびその内容により、個別に定めます。保育認定の時間区分は保育の必要時間を使い的に8時間を目安として分けしたものであり、**実際の保育時間は、各家庭の状況に応じて決まります**。就労の場合は、勤務時間+通勤時間が、お子さんをお預かりする保育時間の基本となります。

なお、短時間認定のお子さんの保育時間帯は、園により異なりますので、必ず「●短時間認定における保育時間について（P.14）」をご確認ください。

延長夜間保育についての詳細は、「⑤ 延長夜間保育について（P.21）」をご参照ください。



●入園当初のお預かりについて

品川区では、**保育園入園前および入園後にならし保育の期間を設けていません**。基本的には入園当初から保護者の方が必要とする保育時間に応じてお預かりします。育児休業から復職する方は、復職日からのお預かりとなります。

② 在園資格について

●入園後の家庭状況等の変動について

保育園入園後、ご家庭の状況に以下のような変動があった場合は、必ず保育園に「変更届（認定変更申請書 兼 変更届）」を提出してください。変更届は各保育園で配布しています。変更届以外にも書類提出が必要な場合があります。

なお、認定内容の変更となる場合には、必ず前月20日までに、書面で届出をしてください（「●認定内容の変更について（P.13）」参照）。

- ①認定申請内容（認定区分・保育の必要性の事由・保育必要量等）が変更になったとき
- ②保護者の勤務先や勤務時間など、就労状況が変わったとき
- ③出産・育児に伴う休業を取得するとき
- ④住所や電話番号が変わったとき
- ⑤保護者が変わったとき
- ⑥世帯人員が増減したとき
- ⑦その他、家庭の状況が変わったとき

●在園資格の注意点

次の場合は、保育園の在園要件（資格）を満たしていないため、退園していただくこととなりますので、ご注意ください。

- ①これから仕事を探す理由で入園した方が、入園から2ヶ月以内に勤務を開始しない場合（保育園の基本開所時間内で月12日以上かつ1日あたり4時間以上の就労）。
- ②就労要件で入園した後、退職等により新しい勤務先が2ヶ月以内に決まらない場合。
- ③保育を必要とする事由がなくなり、家庭で保育が可能となった場合。
- ④2ヶ月以上通園しない場合。
- ⑤上記のほか、**入園内定時と比較して保育を必要とする要件が著しく減少した場合。**

毎年2月頃に、保育園の在園資格を確認するための必要書類をご提出いただきます（全世帯）。書類の提出がない場合は、翌年度以降の継続通園はできません。
また、ご家庭の状況については、必要に応じて随時、保育課入園相談係で調査を行う場合があります。

●産休・育休中の在園資格について

保護者の方が第2子以降の出産にあたる場合、出産月を挟んだ前後2ヶ月間（計5ヶ月間）については**出産要件**として、在園しているお子さんをお預かりします。その後、法律に基づく育児休業を取得する場合は、育児休業対象のお子さんが満1歳の年度末まで、上のお子さんの在園を認めます。上のお子さんが翌年度で5歳児クラスになる場合には、卒園まで在園を認めます。

なお、産休・育休中の保育時間は、原則として**午前9時から午後4時まで**となります。ただし、入院期間中や出産の直前直後で母が送迎できない場合には、保育園にご相談ください。

※区外に転出後、引き続き品川区内保育園の在園を希望する場合には、転出した年度の末日までの期間に限り、育児休業中の在園を認めます。育児休業終了後、復職した場合でも、今の保育園に通い続けることはできません。

●退園する場合の手続き方法

転居や、家庭で保育が可能となったために退園される場合は、保育園に「退園届」を提出してください。「退園届」は、各保育園で配布しています。**品川区外に転出し、引き続き同じ保育園に通園を希望する場合も、「退園届」が必要です。**詳細は、下記「●区外転出後も通園を希望する場合」をご確認ください。

●区外転出後も通園を希望する場合

品川区外に転出し、引き続き同じ保育園に通園を希望する場合は、住民票異動月に、下記①・②の手続きが必要となります。手続きが遅れた場合は在園できない場合もございますので、ご注意ください。

- ①通園されている保育園に「退園届」を提出する。

（退園届の中に、「引き続き～保育園に通園する」という欄があるので、そちらに記入ください）

- ②転出後、転出先自治体で品川区の保育園への継続通園の利用希望を申込む。

（自治体によっては、利用希望を受けられない場合もございます。必要書類等も含め、転出先自治体に事前にご確認ください）

※なお、区外に転出後、引き続き品川区内保育園の在園を希望する場合には、転出した年度の末日までの期間に限り、育児休業中の在園を認めます。育児休業終了後、復職した場合でも、今の保育園

に通い続けることはできません。

③ 保育園での持ち物や食事等について

私立保育園および区立民営保育園は園によって内容が異なります。詳細は各園にお問合わせください。

●区立保育園での持ち物や食事等について

(1) 入園の際の持ち物

入園後に用意する物、また用意する時期については、園によって内容が異なりますので、入園内定後に行う各園での面接時に詳しく説明があります。**全ての持ち物にお子さんの名前を記入、または別布で縫い付けていただく必要があります。**

(2) シーツや布団について

午睡用布団、シーツをお貸しします。シーツは、指定された日に保護者の方に交換していただきます。おもらし等でシーツが汚れてしまった場合は、ご家庭で洗濯をお願いします。

(3) 保育園での食事について

栄養のバランスを考えた給食（昼食・おやつ）を提供しています。その他に、1・2歳児クラスには、午前のおやつとして牛乳を提供しています。0歳児クラスは発達に応じた食事（離乳食）、ミルクを提供しています。

延長保育をご利用の場合は、ご利用時間に応じて補食を、夜間保育をご利用の場合は夕食を提供しています。また、冷凍母乳の対応を行っています。ご希望の方は、入園内定後に行う各園での面接時にご相談ください。

0歳保育を実施していない園は、離乳食完了期からの対応となります。

(4) 食物アレルギーを持つお子さんの給食について

食物アレルギーを持ったお子さんに対して、医師の指示に基づき、アレルゲンを完全に除去した給食を提供しています。

ただし、給食の範囲内で対応できない場合は、お弁当を持参していただく場合があります。

入園内定後、「品川区立保育園食物アレルギー疾患生活管理指導表」（品川区所定様式）を提出していただき、面談を行い対応を決定いたします。保育園給食での食物アレルギー対応については、各保育園または保育課栄養指導係へご相談ください。

(5) 保育園での与薬について

医師からお子さんに処方された薬は、医療機関または保護者の方が与えるものです。したがって、保育園ではお子さんに与薬することはできません。

ただし、慢性の病気など特定のやむを得ない事情がある場合のみ、所定の手続きを行った上で、保育園職員が保護者の方に代わり与薬の協力をいたします。

Ⅳ 保育料について

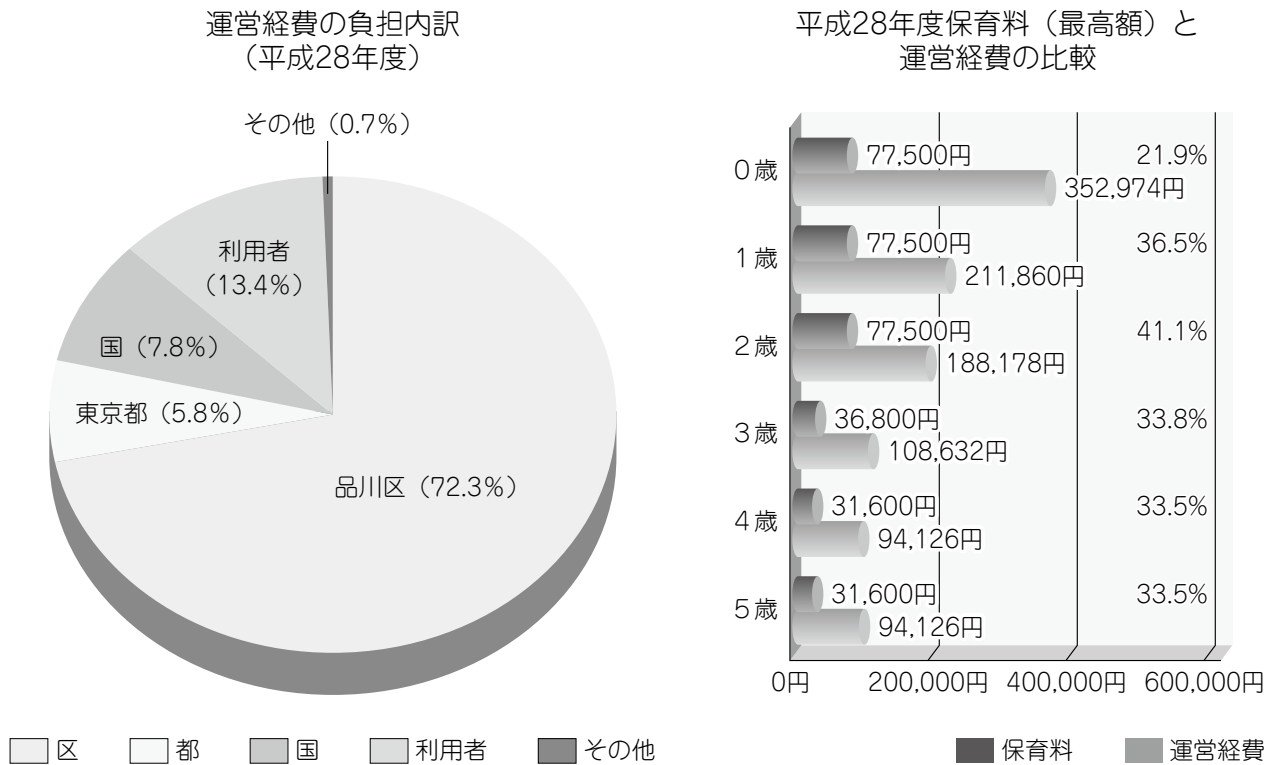
保育園保育料の一覧表は、「別表3 保育園等保育料一覧 (P.57・58)」をご参照ください。

保育料は、保育園を運営するための重要な財源の一部となるものです。

品川区では、延長・夜間・休日保育等の保育サービスを全国に先がけ、提供していますが、平成28年度において保護者の方が負担する保育料は保育園の運営経費の約13%となっています。

私立保育園の運営経費は保育料と国・都・区の負担金でまかなっており、国の定める運営経費の約1/4が区の負担となっています。また、区ではより充実した保育が必要と考え、国が定める運営経費の約1/2の経費を区独自に上乘せしています。

なお、公立保育園は国・都の負担金がなく、全額区が負担しています。さらに、保護者の負担を軽くするため、国が定める保育料の一部を負担し、実際の保育料は、現在国が定める保育料の約1/2となっています。



●保育料の算定方法

保育料階層は、お子さんのクラス年齢や、保護者の区民税合計額に基づき決定します。8月までは前年度分、9月以降は当年度分区民税額に基づき決定します。

※父母共に非課税で祖父母と同居している場合、祖父母の区民税額が合算対象になることがあります。

※海外収入がある場合は、海外収入を含めた所得で区民税額を再計算し、階層を決定します。

- 保育認定の区分により保育料が異なります。品川区では、短時間認定の保育料は、保育時間に応じた保育料負担という趣旨から、標準時間認定の約80%程度としています。
- 家庭的保育事業と小規模保育事業は、連携施設の確保等ができるまでの間は、経過措置として、標準時間認定の保育料は上限25,000円、短時間認定の保育料は上限20,000円とします。

[参考] 認可保育園の標準時間認定保育料を 100% とした場合の保育料比較

利用希望施設	標準時間認定	短時間認定
認可保育園	100%	80%
家庭的保育事業 小規模保育事業	80% (但し、25,000 円を超える場合は 25,000 円を上限とする。)	64% (但し、20,000 円を超える場合は 20,000 円を上限とする。)

●保育料の納め方

保育料の納め方は、原則として金融機関からの口座振替になります。口座振替依頼書に、必要事項を記入・押印のうえ、口座振替先の金融機関に提出してください。

口座振替先の金融機関に提出後、本人控の写しを各保育園にご提出ください。

保育料は毎月末日の引落としになります。月末日が土・日・祝日・年末年始にあたる場合は、金融機関の翌営業日が引落日となります。引落とし口座の変更が必要な場合は、各保育園で配布している口座振替依頼書で、再度手続きをお願いいたします。

※1日でも保育園に在籍している場合は、1ヶ月分の保育料がかかります。

※学研こども園、ポピンズナーサリースクール西五反田、石井保育園（平成30年4月より認定こども園へ移行）および地域型保育事業は、保育園に直接お支払いください。

●兄弟姉妹で保育園に入園する場合の保育料について（多子軽減適用）

同一世帯で2人以上のお子さんが同時に認可保育園・地域型保育事業に入園、もしくは小学校1～3年生に兄弟が在学している場合、小学校3年生以下のお子さんから数えて最年長の児童を第1子として、第2子の保育料は半額、第3子以降は免除となります。同じ年齢の場合は、そのうちの一人を第1子とし、そのほかのお子さんを第2子・第3子とします。

保育園に在園している児童の兄弟が、**私立幼稚園・私立認定こども園・認証保育所・特別支援学校幼稚部等**に在園している場合は、**申請により**第2子・第3子の保育料が適用されます。

《例》小学校4年の第1子、2年の第2子、私立幼稚園5歳の第3子、保育園3歳の第4子がいる場合

小学校4年 = 対象外

小学校2年 = 第1子判定

私立幼稚園5歳 = 第2子判定（申請が必要）

保育園3歳 = 第3子判定

- 上記の場合、私立幼稚園5歳クラスのお子さんが、私立幼稚園に在籍している旨の多子軽減申請があれば、保育園3歳クラスのお子さんは第3子判定の保育料となります。

●年収約360万円未満相当世帯の多子軽減拡大について

(1) 区市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、多子軽減における年齢上限を撤廃します。C2、C3、D1階層とD2階層の一部が対象となります。

(2) 区市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等は、多子軽減における年齢上限を撤廃するとともに、第1子の保育料を半額、第2子以降を免除します。C2、C3、D1、D2、D3階層と、D4階層の一部の世帯が対象となります。

※以下のいずれかに該当する方は申請が必要です。

- ①区市町村民税所得割額77,101円未満世帯で、同一世帯内に、身体障害者手帳や、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものがある場合（すでにひとり親の認定を受けている世帯を除く）

- ②区市町村民税所得割額 57,700 円未満（ひとり親世帯や上記①に該当する世帯の場合は区民税所得割額 77,101 円未満）世帯で、住民票上居住が別であるが、生計を一にし、扶養している子どもがいる場合

●保育料の減額

保育料の支払いが困難な場合、**保護者の申請に基づき**、減額基準に該当すれば減額の適用を受けることができます。詳しくは保育課入園相談係までお問合せ下さい。

(1) 減額を希望する理由の例（理由は一つしか選択できません。）

- ①罹災等の理由により区民税額の支払いが免除・猶予されたとき
- ②出生により、稼働能力のない世帯員が増加したとき
- ③その年の主たる稼働者が失業したとき（自己都合による退職は対象外）
- ④世帯の平均収入月額が前年の平均収入月額より著しく低下したとき（認定要件が出産・育児休業の場合は対象外）
- ⑤寡婦控除対象でないが、児童扶養手当を受給しているとき（みなし寡婦控除）
- ⑥上記のほか、区長が特に減額が必要と認める場合

(2) 申込み方法

「減額申請書」と必要な書類を、保育園または保育課入園相談係までご提出ください。

(3) 必要書類

減額を希望する理由によって異なります。詳細は保育課入園相談係へお問合せください。

※審査の結果、減額が適用にならない場合、または減額が適用になっても保育料が変わらない場合もあります。

※減額の適用は、原則、申請があった翌月からとなります。

※適用期間は理由によって異なります。

●保育料の免除

保育園に在園している**お子さんが怪我や病気のため、やむを得ず長期にわたって登園できない場合**には、事前に診断書等をご提出いただき、2ヶ月以内に限り保育料を免除します。ただし、当月中に1日でも保育園に通園している場合は、免除の対象となりませんのでご注意ください。免除を希望する場合は、希望月の前月末までに必ず申請してください。なお、具体的な申請方法や必要書類につきましては、各保育園または保育課入園相談係へお問合せください。





子育て支援事業

●病児保育

区内在住で、保育園や幼稚園等に通園しているお子さんが病気のため集団保育が困難で、保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合にお子さんを医療機関併設の保育室で一時的にお預かりします。詳細は、保育課運営係へお問合せください。

(1) 実施機関

病児保育まちかど保健室しながわ（酒寄医院併設）

病児保育チャイルドサンタ（サンタハウスこどもクリニック併設）

(2) 対 象

生後6ヶ月～就学前まで

(3) 利用方法

電話で予約状況を確認し、主治医の診察を受け「病児保育室医師連絡票」（品川区所定様式）を記入してもらい、利用日当日に実施医療機関で診察を受けてからのご利用となります。**※ご利用には事前登録が必要です。**

(4) 利用日

原則として1回の病気につき7日間以内で、実施医療機関の医師が必要と判断した期間の月曜日～金曜日（土・日・祝日、年末年始は除く）

(5) 保育時間

午前8時30分から午後6時のうち、保育を必要とする時間

(6) 費 用

児童一人につき1日2,000円

※ミルク・お弁当・おやつ等の食事を持参してください。

実施機関	所在地	連絡先	その他
病児保育まちかど 保健室しながわ <small>さかより</small> (酒寄医院)	東大井2-26-3 SKビル2F	6459-6106 ※ご利用者専用連絡先	※お問合せは、午前8時30分から午後6時までの時間にお願ひします。 ※保育や診療中等は、電話に出られない場合があります。
病児保育チャイルドサンタ (サンタハウス こどもクリニック)	小山3-1-2	5725-8573	

●病後児保育

区内在住で、保育園や幼稚園等に通園しているお子さんが病気の回復期のため集団保育が困難で、保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に、お子さんを一時的にお預かりします。詳細は、保育課運営係へお問合せください。

(1) 実施園

(区立) 清水台保育園、西大井保育園、西五反田保育園 (私立) どんぐり保育園

(2) 申込み方法

実施園に電話で空き状況を確認し、主治医の診察を受け「病後児保育室医師連絡票」(品川区所定様式)を記入してもらい、利用する前日(休業日を除く)午後5時までに直接保育園に利用日時を予約してください。

(3) 利用日

医師連絡票の発行日から7日間以内で、医師が必要と判断した期間の月曜日～土曜日(祝日、年末年始は除く)

(4) 保育時間

午前7時30分から午後6時30分のうち、保育を必要とする時間
※延長保育は行っていません。

(5) 費用

認可保育園の園児は無料です。その他のおひさんは1日2,000円

●休日保育

区内在住で、休日(日曜・祝日)に保護者が就労のため保育できないおひさんをお預かりします。保育園に在園していないおひさんでも利用することができます。
詳細は、保育課運営係へお問合せください。

(1) 実施園

大井保育園、中延保育園

(2) 対象

生後4ヶ月～就学前の健康な児童
※大井保育園は1歳児園ですが、休日保育のみ、生後4ヶ月以上の0歳児も受入れています。

(3) 申込み方法

所定の「勤務証明書」を持参のうえ、利用希望日1ヶ月前から3日前(受付できない土日祝日は除く)までに各区立保育園(区立民営保育園は除く)または保育課運営係にお申込みください。

(4) 保育時間

午前7時30分から午後6時30分のうち、保育を必要とする時間
※延長保育は行っていません。

(5) 費用

児童一人につき1日2,000円(ただし、保育認定を受けている方は、一部を除き無料です。)

●年末保育

区内在住で、年末に保護者が就労のため保育できないお子さんをお預かりします。保育園に在園していないお子さんでも利用することができます。

詳細は、保育課運営係へお問合せください。

(1) 実施園、実施日、受付期間

詳細につきましては、11月中に品川区ホームページ、広報紙でご案内します。

(2) 対 象

生後4ヶ月～就学前の健康な児童

(3) 申込み方法

所定の「勤務証明書」を持参のうえ、申込み受付期間内に各区立保育園（区立民営保育園は除く）または保育課運営係にお申込みください。

(4) 保育時間

午前7時30分から午後6時30分のうち、保育を必要とする時間

※延長保育は実施していません。

(5) 費 用

児童一人につき1日2,000円

●一時保育

保護者が病気やケガ、出産などのためにお子さんを保育できないときに、一時的にお預かりします。

詳細は、保育課入園相談係へお問合せください。

(1) 実施園

区立保育園および一部の私立保育園で実施しています。区立民営保育園は、ひがしやつやま保育園のみで実施しています。私立保育園については、料金体系などの詳細は直接園にお問合せください。

(2) 定 員

各園2名まで

(3) 対 象

生後4ヶ月～就学前の健康な児童

※0歳児保育を実施していない園は、1歳児クラス以降のお子様ご利用可能です。

(4) 申込み方法

利用希望日の1ヶ月前から、**直接、希望する保育園にお申込みください。**

ただし、出産で利用する場合は出産予定日の3ヶ月前から申込みできます。

(5) 利用日

2ヶ月以内で必要な日のみの利用となります。(日曜・祝日、年末年始は除く)

(6) 保育時間

午前7時30分から午後6時30分のうち、保育を必要とする時間

※延長保育は実施していません。

(7) 費用

児童一人につき1日2,000円(区立園の場合)

●緊急一時保育奉仕員制度

区内在住のひとり親家庭で、保護者が就労のため保育できないお子さん(生後57日から就学前の健康な児童)を区内の緊急一時保育奉仕員宅でお預かりします。

定員や申込み要件、利用料などの詳細については、保育課入園相談係へお問合せください。

●生活支援型一時保育

区内在住で、在宅で子育てをする保護者がカルチャースクール、通院、買い物など、リフレッシュする間、お子さんをお預かりします。

1. オアシスルーム

(1) 実施場所

施設名	連絡先	定員	対象児童	実施日	時間	料金	利用回数
荏原保健センター内	3783-2101	12名	生後4ヶ月から	月~土曜日 (施設の 休日を除く)	8:30~ 17:30	1時間 につき 500円	年度60日 以内
北品川第二保育園内	5460-6065						
ものづくり創造センター内	3776-7111						
伊藤児童センター内	3771-7225	6名			9:00~ 18:00		
西中延児童センター内	3783-2891						
小関児童センター内	3449-8227						
北品川児童センター内	3471-2363						
東五反田児童センター内	3443-6101						
ぷりすくーる西五反田内	5759-8061						

(2) 申込み方法

各施設利用予定日の1ヶ月前から前日までに直接お申込みください。

(申込み受付時間：月曜日～金曜日の午前9時から午後5時まで)

※初めてご利用される場合は、各実施場所にて登録が必要です。(登録は年度内有効です。)

※ご登録の際は事前にお電話にてご予約下さい。

※全実施場所で給食等の提供は行いませんので、必要な方はお弁当等をご持参ください(ぷりすくーる西五反田では、有料で食事等の提供があります)。

詳細は、保育課運営係へお問合せください。

2. その他の実施施設

施設名（私立）	連絡先	備考
キッズタウンにしおおい	5718 - 1332	詳細は、各実施場所へお問合せください。
学研こども園	6431 - 1300	
ポピズナーサリースクール西五反田	5436 - 2181	

●子育て交流ルーム

NPO 法人が、短時間の保育や一時お預かりをします。詳細は下記にお問合せください。

「品川宿おばちゃんち」 〒140-0001 品川区北品川2-19-6 Tel. 5463 - 6458

「昭和通りおばちゃんち」 〒142-0054 品川区西中延2-18-1 Tel. 5749 - 3212

●子育て体験

在宅で子育て中の方を対象に、区立保育園で体験保育を行います。園児と一緒に遊び、お話し会など、楽しいプログラムを用意しています。

子育て体験の詳細は、品川区のホームページまたは、品川区広報紙の毎月21日号をご確認いただき、実施園もしくは保育課運営係へお問合せください。

(1) 実施園

各区立保育園（区立民営保育園を除く）

(2) 対象

生後57日から就学前までのお子さんとその保護者、または妊産婦

(3) 申込み方法

利用希望日の1ヶ月前から3日前までの月曜から金曜日の間に、希望する保育園に直接お申込みください。

(4) 実施日

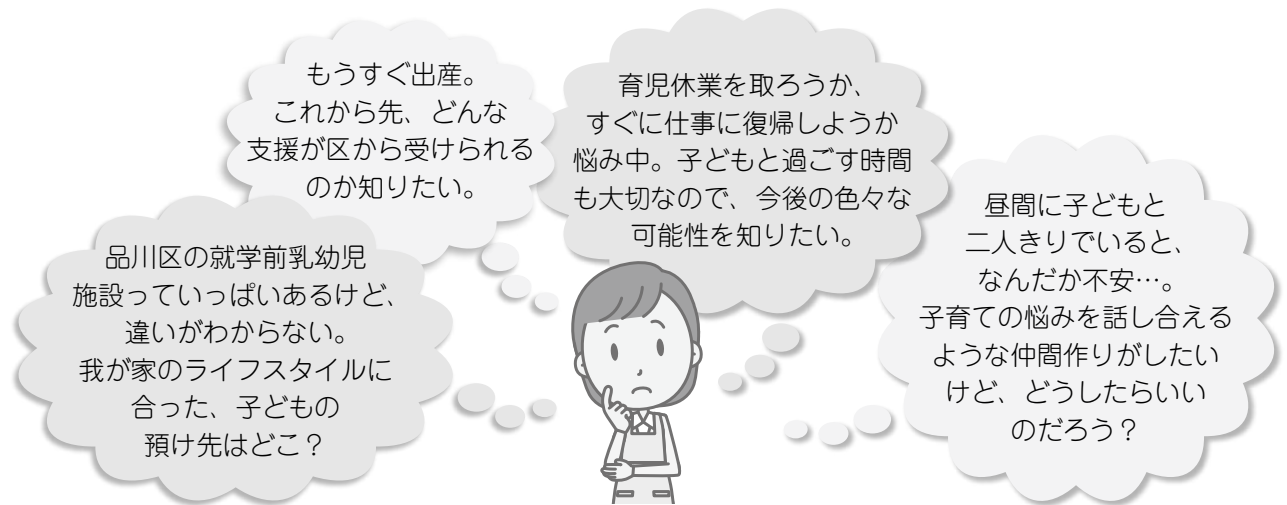
毎月5回程度 各保育園が定める日

●栄養相談

区内在住で、就学前の乳幼児を養育している保護者からの、お子さんの食生活や栄養に関する相談を随時お受けしています。保育課栄養指導係へお問合せください。

●しながわっこ 子育てかんがるープラン

保育課の子育て相談員が、妊娠中の方から小学校就学前までのお子さんの保護者を対象に、子育て相談を通し、子育て支援事業の紹介や情報提供を行い、就学前の子育てプランを作成するお手伝いをします。



子育てに不安を抱えている、子育てをしながら仲間作りをしたい、幼稚園や保育園のことを知りたい等のさまざまなご相談に応じながら、保護者の方と一緒に、それぞれの家庭の子育てを考えます。

(1) 場 所

品川区役所第二庁舎7階 保育課入園相談係

(2) 申込方法

事前に電話でご予約ください。(1組1時間程度)

月曜日から金曜日 午前9時30分～午後4時30分まで

Tel: 5742 - 6725



(3) 対 象

妊娠中の方から就学前までのお子さんのいる保護者

VI

認可外保育施設

認可外保育施設（認証保育所を含む）を利用する場合には、直接、保育施設に利用申込みします。申込み方法、保育内容、保育料等については、直接、保育施設にお問合せください。

1 認証保育所について

認証保育所とは、認可外保育施設のうち、東京都が定めた施設基準を満たした施設です。0～2歳児の乳児を中心としています。施設の運営には公費の助成があります。

●保育料の助成金について

認証保育所に通うお子さんに、保育料の一部を助成します。0～2歳児は認可保育園の標準時間保育料（「別表3 保育園等保育料一覧（P.57）」参照）と、実際に各認証保育所に払っている基本保育料との差額を助成金額とします。ただし、認証保育所の基本保育料のうち助成金算定の対象となるのは66,000円までです。上限額66,000円を超えた分については助成対象とはなりません。3～5歳児は認可保育園保育料の所得階層に応じ、40,000円までの定額助成を行います。助成には一定の条件があり、**3歳児以上は、認可保育園の入園申込をして不承諾となった場合のみ助成しています**。詳細は、保育課私立支援係にお問合せください。

2 その他の認可外保育施設について

認証保育所以外の認可外保育施設は、開設にあたり東京都に届出が必要な施設で、東京都が指導監督権限を有しています。

東京都の立入調査により、人員配置、面積、施設の安全管理などの保育施設の最低基準を満たしていると認められた施設には、東京都から認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されています。

施設の詳細は、東京都のホームページでご確認ください。

●保育料の助成金について

品川区では、平成29年4月より、待機児童対策の一環として、認可保育園、地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業）に入園できなかったお子さんが認可外保育施設（認証保育所を除く）に通う場合に、保育料の一部を助成します。

助成月額、0歳児は50,000円、1歳児は45,000円、2～5歳児は40,000円です。

対象施設は、**認可外保育施設のうち、ベビーホテル・その他施設（これらに準ずる施設として、区が特に認める施設を含む）で、東京都から認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設**です。

対象の方は、**認可保育園、地域型保育事業の入園申込みをして、保育の必要性の認定を受けたが不承諾となっているため、認可外保育施設にお子さんを通わせている方**です。

このほかにも、助成を受けるためには一定の条件があります。詳細は、保育課私立支援係にお問合せください。

③ 品川区内認証保育所一覧

	認証保育所	所在地	連絡先
1	アートチャイルドケア目黒	上大崎2-10-33 コミュニティスペース目黒3階	6408-0415
2	アスク不動前保育園	西五反田4-1-10 アーバンハイム不動前1階	5759-8015
3	ウィズブック保育園天王洲	東品川2-5-5 ハーバーワンビル1階	6671-9396
4	うみのくに保育園とごし	戸越1-19-18 エスト戸越2F	6426-2692
5	こぐま保育園	旗の台2-7-17	3783-0880
6	ココファン・ナーサリー旗の台	旗の台3-7-2	5749-5101
7	こっこる	西五反田2-10-8 ドルミ五反田ドゥメゾン211号	5740-6971
8	さくら大崎保育園	大崎2-9-4 大崎ウエストシティタワーズ貢献施設棟	5745-5500
9	鮫洲かがやき保育園	東大井1-9-27 ミサワホームズ東大井1階	3450-8400
10	(仮)さんさん森の保育園戸越公園	豊町3-2	6433-1919
11	しながわがくどうえん	戸越1-21-14	3781-4871
12	小学館アカデミーアトレ大井町保育園	大井1-1-1 アトレ2 3階	5718-3301
13	小学館アカデミーおおさき駅前保育園	大崎1-2-3 アートヴィレッジ大崎ピュータワー1階	5719-5595
14	小学館アカデミーむさしこやま保育園	小山3-27-5 武蔵小山創業支援センター2階・3階	5749-3755
15	太陽の子 東五反田保育園	東五反田1-6-3 いちご東五反田ビル1階	6721-9863
16	たんぼぼ保育所東大井園	東大井2-12-19 MKビル2階	3765-2511
17	TK チルドレンズファーム東大井校	東大井3-18-13 PRIME NEXUS 立会川3階	5969-8992
18	パレット保育園・不動前	西五反田5-12-1	5719-1149
19	東大井かがやき保育園	東大井2-13-13 季美東大井2階	3298-0303
20	ひよこの家保育園	大崎4-6-3 ファミネス・ハイツ第2	5437-5536
21	BunBu 学院 Jr 戸越園	戸越5-4-3 アズ品川202	6451-3655
22	ポピンスナーサリースクール東五反田	東五反田2-10-1 パークタワーグランスカイ2階	5475-2110
23	ポピンスナーサリースクール東品川	東品川4-12-12	5796-2103
24	めだか保育園	東大井3-22-2	3761-3477
25	ユニバース・ナーサリー大森	南大井6-28-10 新木ビル2階	6423-0756
26	ゆらりん東品川保育園	東品川3-7-10 ATG Park 東品川1階	6433-2822
27	ルーチェ保育園南品川	南品川2-4-7 アサミビル1階	5460-5420

※アートチャイルドケア目黒は、平成31年3月末をもって閉園する予定です。

【参考】

- ・全国保育サービス協会 Tel. 5363-7455 <http://www.acsa.jp/htm/joining/>
- ・東京都のホームページから「認可外保育施設」の情報を取得することができます。
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/index.html>

認可外保育施設への申込みを検討される方は、必ず施設の見学等により保育内容をご確認ください。

Ⅶ

よくあるご質問

● 保育園について

Q 1 認可保育園と認証保育所はどう違いますか？

A 認可保育園は、国（厚生労働省）が定めた設置基準（児童1人あたりの面積や、保育士の職員数など）を満たしている、認可を受けた保育園のことです。

認証保育所とは、認可外保育施設のうち東京都が独自に定めた設置基準を満たし、認証を受けた保育園のことです。認可保育園の保育料は世帯の区民税額によって決まりますが、認証保育所の保育料は、年齢や利用時間によって施設ごとに定めています。申込方法はQ 7をご参照ください。

P.11・44・45 参照

Q 2 認可保育園の中でも区立と私立、区立民営はどう違いますか？

A 区立保育園は区が設置し、区採用の保育士が保育をしています。

私立保育園は、社会福祉法人や民間事業所、個人が運営する保育園です。

区立民営保育園は、施設自体は区が設置していますが、運営は民間事業所に委託している園です。

三者ともに、国から認可を受けているため、基本的な保育内容や基本保育料に違いはありません。ただし、ぷりすくーる西五反田や私立園は、延長夜間保育料が区立保育園と異なるので、詳細は直接園にお問合せください（ひろまち保育園・ひがしやつやま保育園は区立保育園と同額になります）。

P.22・61～64 参照

Q 3 認定こども園ってなんですか？認可保育園とどう違いますか？

A 区立認定こども園は、4・5歳児クラスに、保護者の就労を問わない短時間の受入れ（幼児教育部門）を行っている保育園です。

幼児教育部門とは別に、保育部門も0～5歳児クラスまでであるため、保育部門に通う方については、他の認可保育園と大きな違いはありません。

私立認定こども園も、短時間の受入れを行っています。詳細は、各園に直接お問合せください。

P.24 参照

Q 4 保育園の見学はできますか？

A できます。直接保育園に連絡をして、見学日・時間を保育園と相談してください。なお、場合によっては、すぐにご案内できないこともあります。

● 認可施設の申込みについて

Q 5 申込みは郵送や地域センター、保育園でできますか？

A 郵送や地域センターでの申込みは受け付けておりません。保育課入園相談係の窓口か、区内最上位希望の認可保育園に、直接ご持参ください。

P.16 参照

Q₆ 入園相談の予約は必要ですか？

A 予約は必要ありません。品川区役所第二庁舎7階の保育課入園相談係の窓口で受付けております。なお、区の子育て支援事業の紹介や情報提供、子育ての相談を行いながら、保護者の方と一緒にご家庭の子育てを考える「子育てかんがるープラン」もあります。こちらのご利用の際は、事前に電話予約の必要があります。

保育園・区立幼稚園の入園相談のみであれば、かんがるープランではなく、直接保育課入園相談係へご相談ください。

P.43 参照

Q₇ 認可保育園と認可外保育施設（認証保育所含む）は、併願できますか？

A できます。認可外保育施設は直接各園に申込みください。両方に内定が決まった場合は、いずれかの園をお選びください（両方に在園はできません）。

Q₈ 認可保育園だけでなく、家庭的・小規模保育事業も申込みたいのですが、どのようにすればいいですか？

A 「保育認定申請書兼保育所等利用希望申請書」の希望園の中に、認可保育園と家庭的・小規模保育事業を分けずに記入してください。

P.27 参照

Q₉ ホームページに掲載されている入園可能数が0となっても、申込みはできますか？

A 申込みはできます。退園などの理由で急遽空きができる場合もあるので、空きの有無に関わらず通える範囲でお選びいただき、入園したい順番に第一希望の保育園からご記入ください。なお、ホームページ掲載以降の最新の入園可能数については、お答えしておりません。

Q₁₀ 育児休業中に申込みはできますか？

A 申込みはできます。ただし、入所が決まった場合は、入所月に復職する必要があります。

P.18 参照

Q₁₁ 「保育標準時間」で認定された場合に、家庭的保育事業や短時間保育室の申込みはできますか？

A できません。両施設とも、申込み場合には短時間認定に認定変更したうえで、申込みをしてください。なお、家庭的保育事業の開園時間は8時～18時（8時間以上の保育に関して別途料金発生）、短時間保育室は9時～17時となります。

P.25・27・28 参照

Q₁₂ 品川区に転入予定がある場合に、転入前から申込みできますか？

A 転入予定日の翌月以降の入園から申込みができます。必要書類は別途「●申込みに必要な書類（P.16・17）」をご確認ください。提出先は、申込み時点でお住まいになっている区市町村になります。

P.16・17・20 参照

Q 13 1歳児クラスからの保育園は、1歳になったら申込みできますか？

A 1歳児園は、満1歳になって初めて迎える4月入園から申込みできます。満1歳になってただちに申込みできるわけではありません。

P.11・61～64 参照

Q 14 子どもに病気や障がいがある場合、入園できますか？

A 申請書の中にその旨を記入して、「児童調査書」や「心身状況報告書」など、お子さんの状況がわかる書類も添えてご提出ください。お子さんを安全にお預かりするために、記入漏れのないよう、お願いいたします。入園の対象となるお子様は、集団保育が可能なお子さんに限ります。「保育が困難」と判断された場合は、入園対象外となります。なお、後日面談を行う場合もあります。

P.18 参照

Q 15 申込み後に希望園の変更はできますか？

A できます。申込み締切日までに、「認定変更申請書兼保育所等利用希望変更申請書」をご提出ください（郵送・FAX可）。電話での変更は受け付けておりません。

P.19 参照

Q 16 申込み後に就労内容などの状況が変更した場合、連絡の必要はありますか？

A 「認定変更申請書兼保育所等利用希望変更申請書」や変更書類（勤務証明書など）を締切日までにご提出ください。なお、入園内定後に申込時と内容が変更されていた事実が判明した場合、内定を取り消す場合があるのでご注意ください。提出書類がご不明な場合は、保育課入園相談係までご連絡ください。

P.19 参照

Q 17 入園できなかった場合は、毎月申込みが必要ですか？

A 29年度中の申込書は、原則として平成30年4月入園まで有効です（申請書の中の「申込み初月のみ入園希望をし、その後は取り下げる」にチェックした場合を除く）。ただし、4月選考後も申込を希望する場合は、再度申請書をご提出ください。なお、勤務証明書等は必要に応じ、再提出をお願いする場合がございます。

《例》平成29年5月～平成30年2月入園を申込みするも、不承諾の場合

⇒ 平成30年4月入園まで、申込みは有効となります。

平成30年4月入園を申込みするも、不承諾の場合

⇒ 平成30年5月入園以降の申込みが、再度必要となります。

P.19 参照

Q 18 転園の申込みをし、内定が出た場合、内定の辞退はできますか？

A 元の園に残ることはできません（次に入園する方が決まっているため）。したがって転園内定を辞退すると退園となります。転園の必要がなくなった場合は、すみやかに「認定変更申請書兼保育所等利用希望変更申請書」を締切日までにご提出ください（郵送・FAX可）。

P.17 参照

認可施設の利用調整（入園選考）について

Q 19 利用調整はどのように行っていますか？

A 提出していただいた書類をもとに、基本指数・調整指数をつけ、合計指数が高い順に利用者を決定しています。同一指数の場合は、基本指数の高い順、基本指数も並んだ場合は、階層（区市町村民税所得割額）の低い順に決定しています。

P.53～55 参照

Q 20 勤務時間は9時から17時で、休憩が1時間あります。指数はどうなりますか？

A 休憩時間については、勤務時間に応じて、最大1時間まで含んだ時間で指数をつけています。したがって、9時から17時の勤務で、休憩1時間（＝実働7時間）の方については、8時間勤務の指数になります。

ただし、勤務実績をもとに指数をつけるため、契約時間が8時間であっても、直近実績が少ない場合には、指数が下がる可能性もあります。

P.53・55 参照

Q 21 勤務時間や日数が同じなら、正社員の方が入園選考で優先されますか？

A 就労の指数は、勤務日数・時間の契約内容と勤務実績で算定するため、雇用形態は利用調整に影響しません。

Q 22 入園は先着順ですか？相談回数や嘆願書は考慮されますか？

A 先着順ではありません。締切日までに申込みのあった世帯から、保育の必要性に応じて優先度を決定します。

相談回数や嘆願書が利用調整に影響することはありません。

P.53～55 参照

Q 23 希望順位や希望園の数は選考に影響しますか？

A 希望園は通える範囲で、通いたい順番にご記入ください。希望していない園に利用決定をだすことはありません。また、利用調整は保育の必要性に応じて行うため、希望順位によって利用調整に有利・不利になることはありません。

ただし、複数園に内定がでる指数の場合は、その中で最上位の希望園に内定をお出しします。

P.17 参照

Q 24 自分の指数は何点ですか？

A 利用調整基準（選考基準）の不明点については回答できますが、指数は選考会で決定するため、結果発表日前に窓口や電話等で指数をお伝えすることはできません。事前にお伝えできるのは、あくまで一般的な指数の案内となりますので、ご了承ください。

● 入園内定後について

Q 25 現在育児休業中です。保育園に入園が決まったら、いつまでに復職しなければいけませんか？

A 入園した月の末日までに復職し、保育園を利用する必要があります。

Q 26 ならし保育は実施していますか？

A 品川区は基本的にならし保育を実施しておりません。入園当初から保護者の方が必要とする保育時間に応じてお預かりします。お子様が保育園に慣れるかなど、ご不安なことがありましたら、入園内定後の面談で、保育園にご相談ください。



memo



✿ 参 考 資 料 ✿

別表1：保育所等利用調整基準

別表2：保育園入園申込みスケジュール

別表3：保育園等保育料一覧

別表4：保育園の所在地

別表5：認可保育園一覧

別表6：提出書類確認フローチャート



別表1 保育所等利用調整基準（選考基準）

※保育園（短時間保育室を除く）、地域型保育事業（家庭的保育事業を除く）を対象とします。

※短時間保育室、家庭的保育事業は別に定める基準により利用調整を行います（P.25、P.27 参照）。

基本指数

番号	保護者の状況	細目	指数	
1	就労（外勤・自営） 勤務1ヶ月以上	月20日以上	日中8時間以上の就労が常態（週40時間以上）	20
			日中7時間以上の就労が常態（週35時間以上）	19
			日中6時間以上の就労が常態（週30時間以上）	18
			日中4時間以上の就労が常態（週20時間以上）	14
		月18日以上	日中8時間以上の就労が常態（週35時間以上）	19
			日中7時間以上の就労が常態（週30時間以上）	18
		月16日以上	日中8時間以上の就労が常態（週30時間以上）	18
			日中6時間以上の就労が常態（週24時間以上）	16
			日中5時間以上の就労が常態（週20時間以上）	14
			日中4時間以上の就労が常態（週16時間以上）	12
		月14日以上	日中5時間以上の就労が常態（週16時間以上）	12
月12日以上	日中8時間以上の就労が常態（週24時間以上）		16	
	日中6時間以上の就労が常態（週16時間以上）	12		
	日中4時間以上の就労が常態（週12時間以上）	10		
	上記のほか、勤務の態様から保育できないと認められる場合	8		
2	妊娠・出産	出産前後の休養のため保育にあたることができない場合	8	
3	疾病・負傷	入院	約3ヶ月程度の入院、もしくは入院が決定された場合	20
		自宅療養	常時病床	20
			安静を要する状態（自分の身の回りのことができない場合）	18
			疾病や負傷のため、保育にあたることができない場合	8~14
			定期的に通院が必要で、家事困難	
	定期的に通院が必要だが、家事は可能			
	心身障害	身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度	20	
身体障害者手帳3級、精神障害者手帳3級、愛の手帳4度		16		
身体障害者手帳4級		12		
身体障害者手帳5級以下		8		
4	病院施設等への付添	月16日以上、1日6時間以上の通所付添	8~16	
		月12日以上、1日4時間以上の通所付添		
		上記以外の付添		
	在宅介護・看護	常時観察・全面的身体介護をしている場合	8~17	
		病人や心身に障害のある方を常時看護・介護している場合		
		日常生活動作の一部介助をしている場合		
		上記以外の介護・看護をしている場合		
5	災害	災害による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育にあたることができない場合	20	
6	就労内定（起業準備）	月20日、日中8時間以上の就労（週40時間以上）が内定している場合	12	
	求職活動	上記以外の就労が内定している場合	8	
	求職活動中		4	
7	就学	就学・技能習得のため、保育にあたることができない場合	8~20	
8	不存在	死別・離別・行方不明・拘禁等	20	
9	その他	前各号に掲げるもののほか、明らかに保育にあたることができないと認められる場合（児童虐待・配偶者からの暴力を含む）	8~20	

調整指数

番号	調整指数の加減を適用する世帯の状況		指数	
1	生活保護受給世帯		4	
2	ひとり親世帯		6	
3	ひとり親に準ずる世帯		4	
4	世帯の生計中心者が失業・倒産等により、生計維持のため就労を要するとき		6	
5	区内在住の兄弟姉妹で異なる区内認可保育園に在園しており、第一希望で同一区内認可保育園に転園申請する場合		1	
6	兄弟姉妹が区内認可保育園に在園している区在住児童が、区内認可保育園・家庭的保育事業・小規模保育事業に入園申請する場合		3	
7	集団保育を必要とする障害児等で、特別支援保育審査会で認められた場合		4	
8	申込児が障害を有するために通所施設（品川児童学園等）に通所、または病院に定期的に通院している場合		2	
9	入所を希望する児童を認可外保育施設等（都道府県に届出がある施設のうち認証保育所を除く）に預けている場合	品川区の保育料助成制度の対象となる施設	月額 20,000 円以上	2
			月額 20,000 円未満	1
		品川区の保育料助成制度の対象とならない施設	月額 20,000 円以上	3
			月額 20,000 円未満	1
10	入所を希望する児童を認証保育所に預けている場合		2	
11	入所を希望する児童を家庭的保育事業・小規模保育事業に預けている場合		2	
12	入園希望園が全て夜間保育園で、夜間保育を週3日以上必要とする場合 ただし、産休取得以前の勤務実績に基づき加算する場合「1」 ※この調整指数は、平成30年4月入園選考より廃止する		2	
13	年齢上限のある区内認可保育園（日本音楽学校保育園・短時間保育室）を卒園する場合		2	
14	保護者が単身赴任をしている場合		1	
15	求職中で求職活動を証明できる公的な書類の提出がある場合（ハローワークカードなど）		1	
16	兄弟姉妹で同時に区内認可保育園・家庭的保育事業・小規模保育事業に入園申請する場合		1	
17	育児休業法等に基づく育児取得（1年以上）により、育児取得前に品川区認可保育園を退園し、育児明けに再入園申請する場合（育児休業取得対象児童も加算対象）		4	
18	勤務先（仕事場）に児童を同伴している場合 ※ただし職場が危険業種の場合は対象外とする		-1	
19	同一世帯に未申請児（介護を要する児童を除く）がいる場合		-1	
20	申込締切日時時点で給与明細等で確認できる勤務実績が3ヶ月に満たない場合（1ヶ月以内の転職等を除く）		-1	
21	申込締切日時時点で育児取得中であり、利用開始月までには復職するが利用開始後3ヶ月以内に出産予定で、かつ産休取得後に育児取得予定の場合 《例》3月まで第1子の育児を取得後、6月に第2子の出産予定だが、4月から復帰し4月入園を希望する場合		-2	
22	正当な理由なく、保育料（区立幼稚園・区立認定こども園含む）を滞納している場合（卒園児・退園児も含む）		-10	

【基本指数の注意事項】

- 基本指数は保護者（父母）それぞれの状況に基づいて認定し、合算する。
- 同一指数の場合の優先順位は、①基本指数の高いもの ②階層（課税額）の低いもの ③同居の祖父のいないもの ④区内在住年数の長いものとする。
- 外勤・自営は、入所申込締切日現在*で確認できる直近3ヶ月の勤務実績をもとに指数をつける。
※4月2次申込は4月1次申込締切日を基準とする。
- 外勤・自営の指数認定の際は、原則として時給または東京都の最低賃金で収入を割り返して、勤務時間を算出する。ただし、算出した時間が勤務（内定）証明書等に記載されている勤務時間を超える場合は、勤務証明書等の勤務時間で認定する。
- 育児休業法等が適用されない休職は、原則として就労内定、求職活動として取扱う。
- 育児休業法等が適用される休職は、原則として休職前の勤務実績をもとに指数をつけるが、育児休業を取得している会社に復職せずに転職する場合は、原則として就労内定として取扱う。
- 入所申込締切日現在、給与明細等で確認できる1ヶ月以上の実績のない者、就労状況申告書に記載された就労時間と収入が不一致の者も原則として就労内定とする。
- 必要書類が未提出の場合は選考対象外とする。
- 育児短時間勤務等を利用している方（取得予定の方を含む）は「●育児短時間勤務等を利用している方（取得予定の方を含む）への注意事項(P.20)」をご参照ください。

【調整指数の注意事項】

- 「区内認可保育園」には幼保一体施設、ぷりすくーる西五反田幼児教育施設、認定こども園を含む。
- 1については基本指数が就労要件での最高点（父母とも）の世帯は、加算しない。
- **9、10、11については申込締切日の月初*に就労し、月極契約で預けている場合加算する。ただし、預かり時間が「月12日以上・日中4時間以上かつ就労時間の半分以上」を満たしていない場合は、対象外とする。**また、9の「品川区の保育料助成制度の対象となる施設 月額20,000円以上 月額20,000円未満」とは、保育料助成金を受ける前の金額とする。
※4月2次申込は4月1次申込締切日を基準とする。
- 5、6、9、10、11については月12日以上・日中4時間以上の就労が常態の場合、加算対象とする。
- 6については入所希望月に兄弟姉妹が区内認可保育園に在園していない場合は加算対象外とする。
- 7、8については区内認可保育園からの転園申請をしている児童は対象外とする。
- 12については保護者が育児短時間勤務を取得（予定含む）する場合は加算しない。また、勤務時間や残業実績、通勤時間などを考慮し、実際に夜間保育が週3日以上必要となる場合のみ加算対象とする。
※この調整指数は、平成30年4月選考より廃止する。
- **品川区外からの申込者に対しては、調整指数1、2、3、7、8、18～22のみ対象とする。**
- 調整指数の加算は、保護者から調整指数に該当することを証する書類が提出された場合に適用する。
- 「家庭的保育事業・小規模保育事業」については、連携施設が確保されている児童（平成28年4月2日以降に生まれた児童）の場合、「家庭的保育事業・小規模保育事業」ではなく、「区内認可保育園」として扱う。
《例》「家庭的保育事業・小規模保育事業」在園児童が転園申請する場合は、調整指数11が対象外となる。
兄弟姉妹が「家庭的保育事業・小規模保育事業」に在園している区在住児童が入園申請をする場合は、調整指数6が対象となる。

別表2 保育園入園申込みスケジュール

平成29年度入園選考予定

入園月		締切日	結果発表日
平成29年	5月	4月10日(月)	4月20日(木)
	6月	5月10日(水)	5月22日(月)
	7月	6月9日(金)	6月21日(水)
	8月	7月10日(月)	7月20日(木)
	9月	8月10日(木)	8月21日(月)
	10月	9月11日(月)	9月20日(水)
	11月	10月10日(火)	10月20日(金)
	12月	11月10日(金)	11月21日(火)
平成30年	1月	12月8日(金)	12月18日(月)
	2月	12月22日(金)	1月10日(水)
	4月1次	12月22日(金) (H29.11.30以前に出生した児童)	2月20日(火) (2月19日(月)発送)
		2月5日(月) (H29.12.1~H30.2.3に出生した児童)	
4月2次	2月28日(水)	3月15日(木) (3月14日(水)発送)	

【注意事項】

- 日程は、都合により変更する場合がございます。
- 3月入園は4月入園の準備のため受け付けておりません。
- 申込書の郵送受付は行っておりません。
- 他の自治体の保育園を希望する場合は、申込締切日などが異なります。
事前に自治体の担当係へ確認してください。
- 29年5月～30年4月の入園申込みをした場合は、30年4月入園審査まで有効となります。



別表3 保育園等保育料一覧

標準時間保育料 (平成29年4月1日施行)

単位：円

階層		区分		保育料(月額)							
				0～2歳				3歳		4・5歳	
				保育園		小規模保育		保育園		保育園	
				第一子	第二子	第一子	第二子	第一子	第二子	第一子	第二子
A	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	
B	当年度分区市町村民税 非課税世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	
C1	当年度分区市町村民税 均等割のみの世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	
C2	所得割額5,000円未満の世帯		3,000	1,500	2,400	1,200	2,500	1,250	2,500	1,250	
C3	5,000円以上 48,700円未満		4,000	2,000	3,200	1,600	3,500	1,750	3,500	1,750	
D1	48,700円以上 50,500円未満		8,000	4,000	6,400	3,200	6,700	3,350	6,700	3,350	
D2	50,500円以上 59,800円未満		9,900	4,950	7,920	3,960	8,800	4,400	8,500	4,250	
D3	59,800円以上 68,500円未満		11,200	5,600	8,960	4,480	11,100	5,550	11,000	5,500	
D4	68,500円以上 88,600円未満		18,400	9,200	14,720	7,360	13,000	6,500	12,900	6,450	
D5	88,600円以上 108,600円未満		22,800	11,400	18,240	9,120	15,200	7,600	15,000	7,500	
D6	108,600円以上 128,500円未満		25,800	12,900	20,640	10,320	17,100	8,550	17,000	8,500	
D7	128,500円以上 148,600円未満		28,300	14,150	22,640	11,320	18,900	9,450	18,800	9,400	
D8	148,600円以上 171,600円未満		30,500	15,250	24,400	12,200	20,300	10,150	20,200	10,100	
D9	171,600円以上 204,900円未満		33,000	16,500	25,000	13,200	21,800	10,900	21,500	10,750	
D10	204,900円以上 228,800円未満		35,000	17,500	25,000	14,000	23,400	11,700	21,500	10,750	
D11	228,800円以上 252,900円未満		37,100	18,550	25,000	14,840	24,800	12,400	21,500	10,750	
D12	252,900円以上 276,800円未満		39,000	19,500	25,000	15,600	25,900	12,950	21,500	10,750	
D13	276,800円以上 300,800円未満		41,000	20,500	25,000	16,400	27,100	13,550	21,500	10,750	
D14	300,800円以上 322,000円未満		42,900	21,450	25,000	17,160	27,100	13,550	21,500	10,750	
D15	322,000円以上 338,000円未満		44,600	22,300	25,000	17,840	27,100	13,550	21,500	10,750	
D16	338,000円以上 354,000円未満		48,000	24,000	25,000	19,200	28,200	14,100	22,400	11,200	
D17	354,000円以上 370,000円未満		49,900	24,950	25,000	19,960	28,200	14,100	22,400	11,200	
D18	370,000円以上 440,200円未満		54,200	27,100	25,000	21,680	28,200	14,100	22,400	11,200	
D19	440,200円以上 500,200円未満		61,000	30,500	25,000	24,400	28,200	14,100	22,400	11,200	
D20	500,200円以上 560,200円未満		66,900	33,450	25,000	25,000	28,200	14,100	22,400	11,200	
D21	560,200円以上 665,000円未満		71,800	35,900	25,000	25,000	28,200	14,100	22,400	11,200	
D22	665,000円以上 772,600円未満		74,300	37,150	25,000	25,000	30,800	15,400	24,900	12,450	
D23	772,600円以上 887,500円未満		76,400	38,200	25,000	25,000	34,200	17,100	28,300	14,150	
D24	887,500円以上 1,031,300円未満		76,900	38,450	25,000	25,000	35,500	17,750	30,000	15,000	
D25	1,031,300円以上		77,500	38,750	25,000	25,000	36,800	18,400	31,600	15,800	

※区市町村民税は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金特別控除、寄付金税額控除、配当控除等）が適用される前の税額となります。

※同一世帯で2人以上のお子さんが同時に認可保育園・地域型保育事業に入園、もしくは小学校1～3年生に兄弟が在学している場合、小学校3年生以下のお子さんから数えて最年長の児童を第1子として、第2子の保育料は半額、第3子以降は免除となります。年齢は4月1日現在の満年齢によります。

※保育園に在園している児童の兄弟が、**私立幼稚園・私立認定こども園・認証保育所・特別支援学校幼稚部等**に在園している場合は、**申請により**第2子・第3子の保育料が適用されます。

※小規模保育・家庭的保育の灰色部分は、連携施設の確保等ができるまでの経過措置として、暫定的に保育料上限を25,000円（短時間保育料は20,000円）としたものです。今後変更（上限枠の廃止）になる可能性がありますので、ご注意下さい。変更後は、保育園の約8割程度の保育料となります。

階 層 \ 区 分		保 育 料 (月 額)							
		0～2歳				3歳		4・5歳	
		保育園		小規模保育・家庭的保育		保育園		保育園	
		第一子	第二子	第一子	第二子	第一子	第二子	第一子	第二子
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	当年度分区市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	当年度分区市町村民税 均等割のみの世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C2	〃 所得割額 5,000 円未満の世帯	2,400	1,200	1,920	960	2,000	1,000	2,000	1,000
C3	〃 5,000 円以上 48,700 円未満	3,200	1,600	2,560	1,280	2,800	1,400	2,800	1,400
D1	〃 48,700 円以上 50,500 円未満	6,400	3,200	5,120	2,560	5,360	2,680	5,360	2,680
D2	〃 50,500 円以上 59,800 円未満	7,920	3,960	6,330	3,160	7,040	3,520	6,800	3,400
D3	〃 59,800 円以上 68,500 円未満	8,960	4,480	7,160	3,580	8,880	4,440	8,800	4,400
D4	〃 68,500 円以上 88,600 円未満	14,720	7,360	11,770	5,880	10,400	5,200	10,320	5,160
D5	〃 88,600 円以上 108,600 円未満	18,240	9,120	14,590	7,290	12,160	6,080	12,000	6,000
D6	〃 108,600 円以上 128,500 円未満	20,640	10,320	16,510	8,250	13,680	6,840	13,600	6,800
D7	〃 128,500 円以上 148,600 円未満	22,640	11,320	18,110	9,050	15,120	7,560	15,040	7,520
D8	〃 148,600 円以上 171,600 円未満	24,400	12,200	19,520	9,760	16,240	8,120	16,160	8,080
D9	〃 171,600 円以上 204,900 円未満	26,400	13,200	20,000	10,560	17,440	8,720	17,200	8,600
D10	〃 204,900 円以上 228,800 円未満	28,000	14,000	20,000	11,200	18,720	9,360	17,200	8,600
D11	〃 228,800 円以上 252,900 円未満	29,680	14,840	20,000	11,870	19,840	9,920	17,200	8,600
D12	〃 252,900 円以上 276,800 円未満	31,200	15,600	20,000	12,480	20,720	10,360	17,200	8,600
D13	〃 276,800 円以上 300,800 円未満	32,800	16,400	20,000	13,120	21,680	10,840	17,200	8,600
D14	〃 300,800 円以上 322,000 円未満	34,320	17,160	20,000	13,720	21,680	10,840	17,200	8,600
D15	〃 322,000 円以上 338,000 円未満	35,680	17,840	20,000	14,270	21,680	10,840	17,200	8,600
D16	〃 338,000 円以上 354,000 円未満	38,400	19,200	20,000	15,360	22,560	11,280	17,920	8,960
D17	〃 354,000 円以上 370,000 円未満	39,920	19,960	20,000	15,960	22,560	11,280	17,920	8,960
D18	〃 370,000 円以上 440,200 円未満	43,360	21,680	20,000	17,340	22,560	11,280	17,920	8,960
D19	〃 440,200 円以上 500,200 円未満	48,800	24,400	20,000	19,520	22,560	11,280	17,920	8,960
D20	〃 500,200 円以上 560,200 円未満	53,520	26,760	20,000	20,000	22,560	11,280	17,920	8,960
D21	〃 560,200 円以上 665,000 円未満	57,440	28,720	20,000	20,000	22,560	11,280	17,920	8,960
D22	〃 665,000 円以上 772,600 円未満	59,440	29,720	20,000	20,000	24,640	12,320	19,920	9,960
D23	〃 772,600 円以上 887,500 円未満	61,120	30,560	20,000	20,000	27,360	13,680	22,640	11,320
D24	〃 887,500 円以上 1,031,300 円未満	61,520	30,760	20,000	20,000	28,400	14,200	24,000	12,000
D25	〃 1,031,300 円以上	62,000	31,000	20,000	20,000	29,440	14,720	25,280	12,640

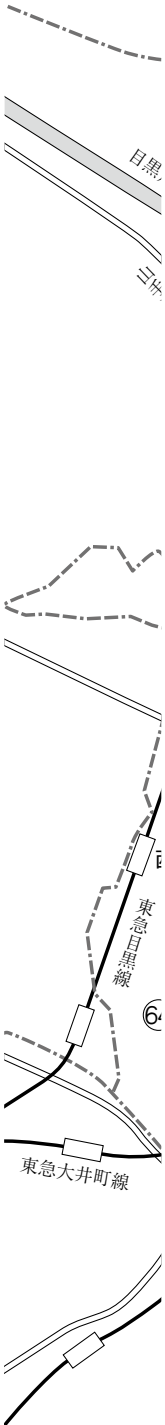
※注意事項は、前ページの標準時間保育料と同様です。

別表4 保育園の所在地

区立保育園	
1	一本橋
2	伊藤
3	荏原
4	荏原西
5	荏原西第二
6	大井
7	大井倉田
8	大崎
9	北品川
10	北品川第二
11	源氏前
12	五反田
13	五反田第二
14	小山台
15	品川
16	清水台
17	水神
18	滝王子
19	台場
20	中延
21	中原
22	西大井
23	西五反田
24	西五反田第二
25	西品川
26	西中延
27	旗の台
28	東大井
29	東五反田
30	東品川
31	東中延
32	平塚
33	富士見台
34	二葉
35	二葉つぼみ
36	三ツ木
37	南大井
38	南ゆたか
39	八潮北
40	八潮西
41	八潮南
42	八ツ山
43	ゆたか
区立 民 営 保 育 園	
44	ひがしやつやま
45	ひろまち
46	ぷりすくーる西五反田

私 立 保 育 園	
47	あいのもり
48	青物横丁えほん
49	アスク南大井
50	アンジェリカはまかわ
51	アンジェリカ東品川
52	石井
53	(仮)ウィズブック保育園荏原
54	ウィズブック保育園武蔵小山
55	(仮)ウィズブック保育園武蔵小山パルズ
56	えがおの森保育園・かつしま
57	大井町のぞみ
58	大崎ひまわり
59	大空と大地のなーさりい 大森駅前園
60	大空と大地のなーさりい 東五反田園
61	学研こども園
62	きたしながわさくらさく
63	キッズガーデン北品川
64	(仮)キッズガーデン小山
65	キッズガーデン品川上大崎
66	(仮)キッズガーデン西五反田
67	(仮)キッズガーデン西品川
68	キッズガーデン南大井
69	(仮)キッズガーデン豊町
70	キッズタウンにしおおい
71	くりのき
72	グローバルキッズ荏原町
73	グローバルキッズ大崎園
74	グローバルキッズ戸越園
75	グローバルキッズ中延園
76	グローバルキッズ西大井園
77	ココファン・ナーサリー大崎
78	(仮)こころしながわおおいまち
79	(仮)こころしながわなかのぶ
80	(仮)こころしながわふどうまえ
81	(仮)こころしながわむさしこやま
82	このえ中延
83	(仮)そらのいろ
84	太陽の子南品川
85	宝
86	TKチルドレンスファーム上大崎校
87	とうかいどう
88	とごしの杜
89	どんぐり
90	にじいろ保育園大崎
91	(仮)にじいろ保育園勝島
92	にじいろ保育園南大井
93	西大井えほん
94	日本音楽学校
95	(仮)花房山目黒駅前
96	ひがしおおいさくらさく
97	東戸越
98	ベネッセ大崎広小路
99	ほっぺるランド東五反田
100	ポピズナーサリー スクール勝島
101	ポピズナーサリー スクール西五反田
102	まなびの森保育園大崎広小路
103	まなびの森保育園西大井
104	みずなら

105	緑の家
106	みどりの丘
107	(仮)みらいく旗の台
108	(仮)むさしこやまさくらさく
109	モニカ荏原中延園
110	八潮中央
111	(仮)リサ
家 庭 的 保 育 事 業	
112	内山 盛予
113	林 とし子
小 規 模 保 育 事 業	
114	ウィズブック保育園大森海岸
115	うみのくに保育園なかのぶ
116	うみのくに保育園ふどうまえ
117	おうち保育園おおいまち
118	おうち保育園ごたんだ
119	五反田せせらぎ保育園
120	こどもヶ丘保育園大井町園
121	サニーチャイルドとし
122	サニーチャイルドにしおおい
123	しいのみ保育園
124	チャイルドマインダー荏原中延
125	チャイルドマインダー西五反田
126	チャイルドマインダー武蔵小山
127	ナーサリーおひさま
128	はぐはぐキッズ荏原町
129	はぐはぐキッズ西大井
130	保育ルーム Clover 西小山園 I・II
131	星のおうち 戸越銀座
132	まちの保育園えばら
133	めるへんキッズ 戸越



○の数字 0歳児(生後57日~)
 ◎の数字 0歳児(生後4ヶ月~)
 ●の数字 1歳児~
 □の数字 0歳児~2歳児



別表5 認可保育園一覧

	区立保育園	短時間保育室	0歳保育	夜間	定員	所在地	連絡先	備考
1	一本橋		○		80	大井2-25-1	3775-4351	認定こども園*1
2	伊藤	■	○		100	西大井6-13-1	3771-2211	
3	荏原	■			120	荏原2-16-18	3781-5331	
4	荏原西		○		100	荏原4-16-11	3783-6361	
5	荏原西第二		○		88	荏原4-5-22	3781-8917	幼保一体施設*2
6	大井				131	東大井6-14-16	3761-8798	
7	大井倉田		○	★	110	大井4-11-8	3776-8539	
8	大崎		○	★	125	大崎5-2-1	3492-6265	
9	北品川		○	◆	78	北品川2-7-21	3471-4907	
10	北品川第二	■	○		94	北品川3-7-43	5781-3881	認定こども園
11	源氏前		○	★	113	中延4-14-19	3783-8744	
12	五反田		○	◆	102	東五反田2-15-6	3445-4534	認定こども園
13	五反田第二		○		50	北品川5-3-1	5795-1522	3歳児まで 幼保一体施設*2
14	小山台		○		93	小山台1-3-8	3710-4415	
15	品川		○	★	145	東大井5-8-12	3471-0506	
16	清水台		○		100	荏原7-8-3	3784-0519	
17	水神		○	◆	107	南大井6-2-15	3761-0321	
18	滝王子				80	大井5-18-1	3775-4861	
19	台場		○		116	東品川1-8-30	3472-8823	幼保一体施設*2
20	中延		○		126	西中延1-6-16	3784-3405	中延小学校に分園
21	中原		○	◆	96	小山1-4-1	3492-5188	
22	西大井		○	★	116	西大井1-1-1	3774-5315	
23	西五反田		○	◆	79	西五反田3-9-10	3493-0075	
24	西五反田第二		○		130	西五反田6-5-6	3493-7288	幼保一体施設*2
25	西品川		○		147	西品川3-16-35	3493-1333	三木小学校に分園
26	西中延				83	西中延3-8-5	3783-1856	
27	旗の台		○	◆	96	旗の台5-19-5	3784-1903	認定こども園
28	東大井		○		100	東大井1-22-16	3471-1190	
29	東五反田		○	★	78	東五反田5-24-1	3447-0663	
30	東品川		○		107	東品川1-34-9	3472-5805	
31	東中延				96	東中延2-5-10	3785-0418	
32	平塚		○		107	平塚2-2-3	3785-6770	
33	富士見台		○		120	西大井6-1-15	3785-7833	
34	二葉		○		63	二葉1-4-25	3782-6786	
35	二葉つぼみ	■	○		66	二葉1-3-40	3785-3423	3歳児まで 幼保一体施設*2
36	三ツ木				80	西品川1-9-18	3491-8593	*1
37	南大井	■	○		100	南大井3-7-4	3761-6543	
38	南ゆたか		○		107	豊町4-17-21	3781-3601	*1
39	八潮北		○		102	八潮5-1-3	3799-0531	*1
40	八潮西		○		100	八潮5-4-16	3799-0777	*1
41	八潮南		○		102	八潮5-8-41	3799-2424	*1
42	八ツ山				63	東品川1-2-15	3472-4661	
43	ゆたか				70	豊町1-18-15	3786-0738	

区立民営保育園	早期	0歳保育	夜間	短時間固定	定員	所在地	連絡先	備考
44	ひがしやつやま				60	北品川1-16-4	6712-9250	*3
45	ひろまち				300	広町2-1-18	5709-7088	*3
46	ぷりすくーる西五反田	○	◆		46	西五反田3-9-9	5759-8081	2歳児まで*4

私立保育園	早期	0歳保育	夜間	短時間固定	定員	所在地	連絡先	備考	
47	あいのもり	7:00	○	◇		60	大井1-16-2	3772-7571	
48	青物横丁えほん		○	◆		80	東品川4-8-8 2F	6433-3012	
49	アスク南大井		○	◆	●	90	南大井6-22-7 E館 1F	5767-9700	
50	アンジェリカはまかわ		○	◆		90	東大井3-18-2	6404-8447	
51	アンジェリカ東品川		○	◆		90	東品川4-8-8 1F	6433-3065	
52	石井		◎	◆		99	小山2-6-15	3781-3666	平成30年4月より 認定こども園*5
53	(仮)ウイズブック保育園 荏原		○	◇		89	荏原6-12	未定	平成30年4月 開設予定
54	ウイズブック保育園 武蔵小山		○	◇	*6	60	小山4-4-7	6426-8763	
55	(仮)ウイズブック保育園 武蔵小山パルズ		○	◇		117	小山4-14	未定	平成30年4月 開設予定
56	えがいの森保育園・ かつしま	7:00				73	勝島1-6-32	5493-3100	
57	大井町のぞみ		○	◆		60	二葉1-12-18	5751-2031	
58	大崎ひまわり	7:00	○	◇		70	大崎3-1-9	3495-7600	
59	大空と大地のなーさりい 大森駅前園		○	◆		80	南大井6-16-16	6450-0121	
60	大空と大地のなーさりい 東五反田園		○	◆		108	東五反田4-7-20	6459-3802	
61	学研こども園		○	☆	●	60	西五反田2-11-8	6431-1300	認定こども園*5
62	きたしながわさくらさく	7:00		◇	●	63	北品川1-28-10	6433-3578	
63	キッズガーデン北品川		○	◆		90	北品川6-7-22	6721-6006	
64	(仮)キッズガーデン小山		○	◆		73	小山7-11	未定	平成30年4月開設予定
65	キッズガーデン品川上大崎		○	◆		108	上大崎4-5-37	6431-9273	
66	(仮)キッズガーデン西五反田		○	◆		83	西五反田8-10	未定	平成30年4月開設予定
67	(仮)キッズガーデン西品川		○	◆		60	西品川2-22	未定	平成30年4月開設予定
68	キッズガーデン南大井		○	◆		90	南大井6-26-2 B館1F	6423-0641	
69	(仮)キッズガーデン豊町		○	◆		83	豊町5-13	未定	平成30年4月開設予定
70	キッズタウン にしおおい	6:30	○	☆		100	西大井2-5-21	5718-1332	平成30年4月より 短時間固定予定
71	くりのき		○	◆		90	南品川4-1-11	6433-1358	
72	グローバルキッズ荏原町		○	◆	●	90	中延5-2-1	3788-0404	
73	グローバルキッズ大崎園		○	◆	●	60	北品川5-9-15	5423-5655	
74	グローバルキッズ戸越園		○	◆	●	60	戸越5-14-23	3786-0808	
75	グローバルキッズ中延園		○	◆	●	60	中延4-5-7	3788-1525	
76	グローバルキッズ西大井園		○	◆	●	86	西大井6-6-2	5742-8525	
77	ココファン・ナーサリー大崎		○	◆		90	大崎3-6-32	5436-8231	
78	(仮)こころしながわおおいまち		○		●	97	南品川6-3	未定	平成30年4月開設予定
79	(仮)こころしながわなかのぶ		○		●	94	二葉4-2	未定	平成30年4月開設予定
80	(仮)こころしながわふどうまえ		○		●	97	西五反田5-6	未定	平成30年4月開設予定

私立保育園	早朝	0歳保育	夜間	短時間固定	定員	所在地	連絡先	備考
81 (仮)こころながわむさしこやま		○		●	101	小山5-9	未定	平成30年4月開設予定
82 このえ中延		○	◆		70	中延6-1-19	6451-3790	
83 (仮)そらのいろ		○	☆		73	西品川1-28	未定	平成30年4月開設予定
84 太陽の子南品川		○	◆		80	南品川5-3-10	5715-7707	
85 宝		◎			90	西五反田4-11-18	3492-3872	
86 TKチルドレンズファーム 上大崎校			◆		60	上大崎3-14-35	5422-9798	
87 とうかいどう		○	◆		99	南品川1-2-11	5479-2201	
88 とごしの杜		○	◆		108	平塚2-18-19	5788-5757	
89 どんぐり		○	◆		190 *7	南品川2-9-13	3471-1673	3歳児以上
						南品川2-9-25		1・2歳児
						南品川2-15-6		0歳児
90 にじいろ保育園大崎	7:00	○	◆	●	60	大崎5-4-3	6417-0486	
91 (仮)にじいろ保育園勝島	7:00	○		●	92	勝島3-2	未定	平成30年4月開設予定*3
92 にじいろ保育園南大井	7:00	○	◆	●	72	南大井1-16-6	6404-8875	
93 西大井えほん		○	◆		80	西大井6-7-1	6809-9421	
94 日本音楽学校		○			26	豊町2-16-12	5702-0034	2歳児まで
95 (仮)花房山目黒駅前		○			120	上大崎3-1	未定	平成30年4月開設予定
96 ひがしおおいさくらさく	7:00	○	◇	●	64	東大井2-11-4	6423-1900	
97 東戸越		◎			70	戸越4-1-10	3781-5363	
98 ベネッセ大崎広小路		○	◆	●	88	大崎4-1-2	5719-3893	
99 ほっぺるランド東五反田		○	◆		60	東五反田1-2-25	6447-7545	
100 ポピズナーサリー スクール勝島		○	◆	●	60	勝島1-6-5	5763-5748	
101 ポピズナーサリー スクール西五反田		○	◆	●	70	西五反田8-10-8	5436-2181	認定こども園*5
102 まなびの森保育園 大崎広小路		○	◆		60	西五反田1-21-8	5434-1044	
103 まなびの森保育園 西大井		○	◆		100	西大井1-4-1 (西大井広場公園内)	3778-2223	*3
104 みずなら		○	◆		82	東品川3-21-10	5781-3707	
105 緑の家		○	◆		70	大井7-4-18	3776-4073	
106 みどりの丘		○	◆		68	西大井4-19-11	6303-7091	
107 (仮)みらいく旗の台園		○	◆	●	60	旗の台3-2	未定	平成30年4月開設予定
108 (仮)むさしこやまさくらさく	7:00	○	◇	●	70	荏原3-1	未定	平成30年4月開設予定
109 モニカ荏原中延園		○		●	60	東中延1-6-2	6421-6740	
110 八潮中央		○	◆		90	八潮5-10-60-101	3799-1152	*1
111 (仮)リサ	7:00	○	◇		60	東品川1-36-11	未定	平成30年4月開設予定

※「0歳保育」欄の○印は生後57日以降、◎印は生後4ヶ月以降の0歳保育実施園です。

※「夜間」欄は夜間保育実施園です。無印(19時30分)、◇印(20時)、◆印(20時30分)、☆印(21時)、★印(21時30分)、★印(22時)です。

※「短時間固定」欄に●印のある私立園は、短時間認定枠の保育時間が固定されています(P.14参照)。

- * 1 対象施設は大規模改修や民営化を予定しています。詳細は「⑥ 区立保育園の大規模改修と民営化（運營業務委託）について（P.22・23）」をご確認ください。
- * 2 幼保一体施設についての詳細は P.23・24 をご確認ください。
- * 3 期限のある暫定施設となります。運営期間は以下のとおり予定しております。尚、閉園する際は在園児の受入先を確保します。

番 号	名 称	受入開始	期 間
44	ひがしやつやま	平成 29 年 4 月～	5 年間
45	ひろまち	平成 28 年 4 月～	5 年間
91	(仮)にじいろ保育園勝島	平成 30 年 4 月～	10 年間
103	まなびの森保育園西大井	平成 29 年 4 月～	10 年間

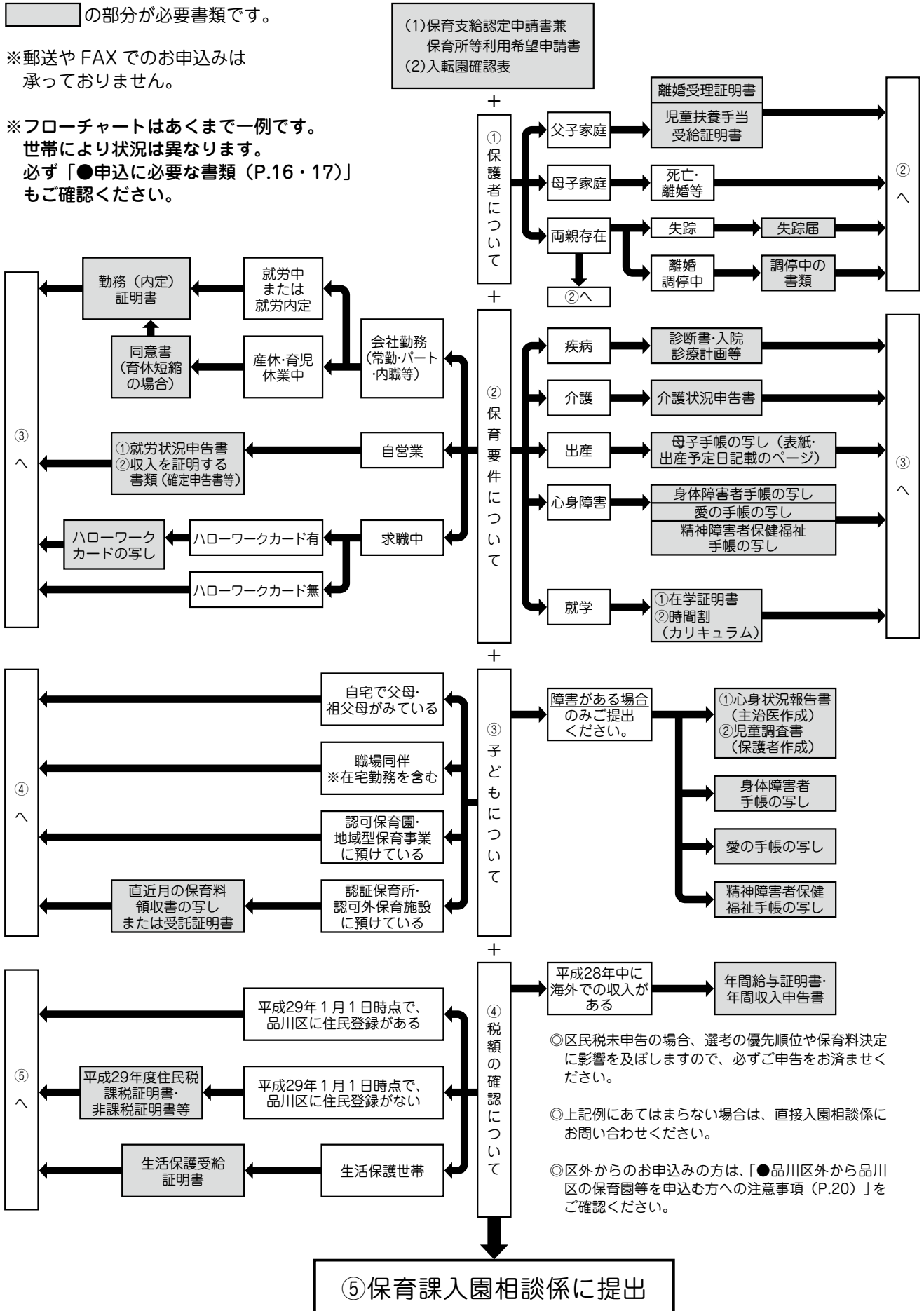
- * 4 ぷりすくーる西五反田の 3～5 歳児クラスは幼児教育施設となり、保育時間、保育料等、制度が変わります。詳細は施設にご確認ください。
- * 5 私立認定こども園は入園後に園と直接契約書の取り交わしが必要となります。
- * 6 ウィズブック保育園武蔵小山は、平成 30 年 4 月以降、0 歳児保育を実施し、定員等を変更する予定です。
- * 7 どんぐり保育園は、平成 30 年 4 月以降も改修工事に伴い定員変更を予定しています。詳細は決定次第別途お知らせいたします。

別表6 提出書類確認フローチャート

■の部分が必要書類です。

※郵送やFAXでのお申込みは承っておりません。

※フローチャートはあくまで一例です。
世帯により状況は異なります。
必ず「●申込に必要な書類 (P.16・17)」
もご確認ください。





お問合せ連絡先一覧

品川区 子ども未来部 保育課

〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36 (品川区役所 第二庁舎7階)

TEL 03-3777-1111 (品川区役所代表)

FAX 03-5742-6350 (保育課)

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/> (品川区ホームページ)

お問合せ内容	お問合せ先	電話番号 (直通)
<ul style="list-style-type: none"> 認可保育園、認定こども園、地域型保育事業の申込み 区立幼稚園の申込み 保育園、認定こども園、区立幼稚園の保育料 短時間保育室 育児休業明け入園予約制度 緊急一時保育奉仕員 一時保育 子育てかんがるープラン 	入園相談係	5742 - 6725
<ul style="list-style-type: none"> 区立保育園・幼稚園の施設、運営内容 区立幼稚園、認定こども園の預かり保育 休日保育、年末保育、病児保育、病後児保育 オアシスルーム、地域交流室ポップンルーム 子育て体験 	運 営 係	5742 - 6724
<ul style="list-style-type: none"> 区立保育園の給食 (食物アレルギー含む) 栄養相談 	栄養指導係	5742 - 6586
<ul style="list-style-type: none"> 私立保育園・地域型保育事業の運営 認証保育所の運営および保育料助成金制度 認可外保育施設の保育料助成金制度 	私立支援係	5742 - 6723
<ul style="list-style-type: none"> 私立保育園・地域型保育事業の開設および指導検査 認証保育所の開設および指導検査 	開設・指導係	5742 - 6936
<ul style="list-style-type: none"> 私立幼稚園補助金制度 	保育教育計画係	5742 - 6597
<ul style="list-style-type: none"> 区立保育園の民営化 区立保育園の大規模改修計画 	保育施設調整担当	5742 - 6038



© 2001, 2017 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. G581737